岐阜県環境放射線モニタリングマニュアル新旧対照表

1 目 的

このマニュアルは、平常時における県の環境放射線モニタリング及び<u>「岐阜県地域防災計画(原子力災</u>害対策計画)」第3章第4節で定める緊急時モニタリングに係る基本的な取り組み方針、組織、体制及び実施内容等を定め、モニタリングを迅速かつ的確に実施することを目的とする。

行

現

<u>なお、今後、</u>国において緊急時モニタリングのあり方が具体化された場合には、本マニュアルの見直し を行うものとする。

2 平常時のモニタリング

県は、平常時から空間放射線量率<u>水道水、菜葉等</u>の測定を行う環境放射線モニタリング(平常時モニタリング)を実施する。併せて、平時より測定機器の整備や測定者の測定技術の習熟等に努めることとする。

(1) 大気(空間放射線量率)【環境管理課】

1) モニタリングポストによる測定

県内 12 カ所の固定型モニタリングポストにより、24 時間連続で空間放射線量率の測定を行うとともに、測定したデータをホームページ等で公開する。

なお、測定場所、測定方法及び測定回数は以下のとおりとする。

H26.3 時点

		1120.0 HJ	
測定場所	測定方法	測定回数	
防災交流センター			
保健環境研究所			
西濃総合庁舎			
揖斐総合庁舎			
中濃総合庁舎			
郡上総合庁舎	田会刑ポットアトス白熱測会	连续测空(10八年)71回)	
東濃西部総合庁舎	□ 固定型ポストによる自動測定	連続測定(10分毎に1回)	
恵那総合庁舎			
飛騨総合庁舎			
下呂総合庁舎			
揖斐川坂内測定局			
関ケ原町役場			

改 定 案

1 目 的

このマニュアルは、平常時における県の環境放射線モニタリング及び<u>「岐阜県緊急時モニタリング計画」に基づく緊急時モニタリングの具体的な実施内容・方法等を定めることにより</u>、モニタリングを迅速かつ<u>効</u>率的に実施することを目的とする。

2 平常時のモニタリング

緊急時における原子力施設からの放射線又は放射性物質の放出による周辺環境への影響の評価に資する 観点から、県は、平常時から空間放射線量率及び環境試料(飲食物を含む。以下同じ。)の放射性核種ごと の放射能(以下「放射性核種濃度」という。)の測定を行う環境放射線モニタリング(平常時のモニタリン グ)を実施するとともに、測定機器・システム等の維持・管理や測定者の測定技術の習熟等に努める。 また、平常時のモニタリングの測定結果について、整理・保管する。

(1)空間放射線量率【環境管理課】

1) 固定型モニタリングポスト等による連続測定

県内 12 カ所の固定型モニタリングポスト<u>及び測定局(以下「固定型モニタリングポスト等」という。)</u>により、24 時間連続で空間放射線量率の<u>自動</u>測定を行うとともに、測定データを<u>岐阜県環境放射線モニタリングシステム及び岐阜県放射線監視ネットワークシステムにより収集し、10 分値をホームページを通じリアルタイム</u>で公開する。

なお、測定場所、測定高、測定可能範囲及び測定頻度等は以下のとおりである。

平成30年3月現在

測定場所	<u>敦賀原発</u> からの距離	測定高	測定可能範囲	システム	測定頻度
揖斐川坂内測定局 <u>(揖斐川町坂内川上 873)</u>	34 km (UPZ)	<u>3 m</u>	~100mSv/h	<u>岐阜県放射線監視</u> ネットワークシステム	
揖斐総合庁舎 <u>(揖斐川町上南方 1-1)</u>	58 km (原子力災害対策強化地域)	<u>1 m</u>			
関ケ原町役場 <u>(関ケ原町大字関ケ原 894-58)</u>	59 km (原子力災害対策強化地域)	<u>1 m</u>			
西濃総合庁舎 <u>(大垣市江崎町 422-3)</u>	70 km (原子力災害対策強化地域)	<u>1 m</u>			
防災交流センター <u>(岐阜市下奈良 3-11-6)</u>	76 km (原子力災害対策強化地域)	<u>1 m</u>			
中濃総合庁舎 <u>(美濃市生櫛 1612-2)</u>	<u>84 km</u>	<u>1 m</u>			24 時間
保健環境研究所 <u>(各務原市那加不動丘 1-1)</u>	<u>85 km</u> <u>(原子力災害対策強化地域)</u>	<u>1 2 m</u>	<u>~10 µ S v /h</u>	<u>岐阜県環境放射線</u> モニタリングシステム	連続測定
郡上総合庁舎 <u>(郡上市八幡町初音 1727-2)</u>	85 km (原子力災害対策強化地域)	<u>1 m</u>			
東濃西部総合庁舎 (多治見市上野町 5-68-1)	<u>111 km</u> (原子力災害対策強化地域)	<u>1 m</u>			
下呂総合庁舎 <u>(下呂市萩原町羽根 2605-1)</u>	<u>111 km</u>	<u>1 m</u>			
飛騨総合庁舎 (高山市上岡本町 7-468)	<u>119 km</u>	<u>1 m</u>			
恵那総合庁舎 <u>(恵那市長島町正家後田 1067-71)</u>	<u>130 km</u>	<u>1 m</u>			
提非川振内测学目对 宏則分射組具		· 台纳县)	ひばか、 与色性却	(国向国油, 欧州与	

揖斐川坂内測定局は、空間放射線量率(低線量・高線量)のほか、気象情報(風向風速・降水量等)も測定

その他の測定場所は、空間放射線量率(低線量)のみ測定

<u>UPZ: 放射線被ばくによる確率的影響のリスクをできる限り低減するため、緊急事態の状態により迅速に緊</u> 急防護措置を実施できるよう準備する区域(緊急防護措置準備区域)

原子力災害対策強化地域:県が実施したシミュレーション結果を踏まえ、UPZに準じて対策を強化する区域

環境放射線モニタリングシステム

- ・東日本大震災前、文部科学省委託事業「環境放射能水準調査」(現在は原子力規制庁委託事業。以下「環境放射能水準調査」という。) として、保健環境研究所においてモニタリングポストによる空間放射線量の連続測定を実施
- ・平成23年10月に県独自にモニタリングポスト3台を整備する とともに、モニタリングポストのデータを収集し、ホームページ で公表する環境放射線モニタリングシステムを構築し、運用開始
- ・平成24年3月に放射能水準調査として、県内6カ所にモニタリングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるようシステムを改修
- ・平成24年度に放射線監視ネットワークシステムとデータを共有 し、ホームページ公表機能を放射線監視ネットワークシステムに 移行
- ・平成25年度に放射性物質の拡散予測に基づき関ケ原町にモニタ リングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるよ うシステムを改修



放射線監視ネットワークシステム

- ・原子力発電所等から概ね30km圏内がUPZとされ、岐阜県で も揖斐川町の一部をUPZに設定
- ・平成24年度にUPZ内に設置した揖斐川坂内測定局のほか、県 内の全モニタリングポストの測定データを収集し、公表する放射 線監視ネットワークシステムを構築し、運用開始
- ・平成25年度に新設した関ケ原測定局のデータを収集、公表できるようシステムを改修



2) 可搬型サーベイメータによる測定

保健環境研究所において、可搬型サーベイメータにより空間放射線量率の定点観測を行うとともに、 測定したデータはホームページ等で公開する。

なお、測定場所、測定方法及び測定回数は以下のとおりとする。

測定場所	測定方法	測定 <u>回数</u>
保健環境研究所敷地内	地上1m高で午前10時に約30秒間隔	
(各務原那加不動丘 1-1)	で5回計測し、その平均値を算出	月1回

(2) 降下物測定(放射性物質)【環境管理課】

保健環境研究所において大気中から降下したちりや雨水などを採取し、降下物中の放射性物質(ヨウ素 131 及びセシウム 134、137等)の測定を行うとともに、測定したデータをホームページ等で公開する。

なお、測定場所、測定方法及び測定回数は以下のとおりとする。

2) 可搬型サーベイメータによる測定

保健環境研究所において、可搬型サーベイメータにより空間放射線量率の定点観測を行うとともに、 測定データをホームページ等で公開する。

なお、測定場所、測定方法及び測定頻度は以下のとおりである。

平成30年3月現在

測定場所	測定方法	測定 <u>頻度</u>
保健環境研究所敷地内 (各務原 <u>市</u> 那加不動丘 1-1)	地上1m高において午前10時に約30秒間隔で5回計測し、その平均値を算出	月1回

(2) 環境試料中の放射性核種濃度

1) 環境放射能水準調査【環境管理課】

原子力施設からの放射性物質の影響の有無を把握するため、大気中に含まれるちりやほこり等(大気浮遊じん)、大気中から降下したちりや雨水等(降下物)、土壌、水道水、農畜産物を対象に検体を採取し、保健環境研究所において放射性核種濃度(ヨウ素 131、セシウム 134、137等)の測定を行うとと

測定場所	測定方法	測定回数
保健環境研究所敷地内 (各務原那加不動丘 1-1)	大気中から降下したちりや雨水等を調製後、 ゲルマニウム半導体検出器を用いるガンマ 線スペクトロメトリーにより測定	月間降下物 (採取期間: 1 箇月)

(3)水道水【薬務水道課、水道企業課】

県内5水系で水道事業の水道水を採取し、水道水中の放射性物質(ヨウ素131及びセシウム134、137等)の検査を実施する。

また、保健環境研究所において上水(蛇口水)を採取し測定を実施する。

これらの測定データは、ホームページ等で公開する。

なお、測定対象、測定方法等は以下のとおりとする。

<県内5水系測定>

測定水系	測定対象	測定機関	測定方法
木曽川水系	中津川浄水場(中津川市)	争水場(中津川市) 東部広域水道事務所	
小百川 小 ボ	川合浄水場 (可児市)	山之上浄水場	ゲルマニウム半導
飛騨川水系	山之上浄水場(美濃加茂市)	(美濃加茂市山之上町 2500)	体検出器を用いる ガンマ線スペクト
長良川水系	鏡岩水源地(岐阜市)		ロメトリーにより
揖斐川水系	脛永公民館 (揖斐川町)	保健環境研究所 (各務原那加不動丘 1-1)	<u>月1回</u> 測定
神通川水系	上野浄水場 (高山市)	(1 200,100,100,100,100,100,100,100,100,100,	

<上水(蛇口水)>

<u>測定場所</u>	測定対象	<u>測定方法</u>
保健環境研究所 (各務原市上水道)	上水(蛇口水)を採取し測定	ゲルマニウム半導体検出器を用いるガンマ線スペクトロメトリーにより3箇月に1回測定

<u>(4)</u>県内産農産物【農政課、農産園芸課<u>等</u>】

測定の対象とする農産物及び測定の時期について、年度ごとに計画を定め_\(\frac{\pi}{2}\)_放射性<u>物質</u>(セシウム 134、137)の検査を実施し、結果をホームページ等で公表する。

なお、測定機関及び測定機器は以下のとおりとする。

|--|

もに、測定データをホームページ等で公開する。

なお、調査対象、採取地点、測定頻度及び測定方法は以下のとおりである。

平成30年3月現在

		_	<u> </u>
調査対象	採取地点	測定頻度	測定方法
降下物	各務原市(保健環境研究所)	月1回	
水道水 (蛇口水)	各務原市(保健環境研究所)	年1回	
大気浮遊粉じん	各務原市(保健環境研究所)	年4回	ゲルマニウム半
土壌(0-5cm, 5-20cm)	岐阜市	年1回	導体検出器を用 いるガンマ線ス
精米	<u>岐阜市</u>	年1回	ペクトロメトリ
野菜(葉菜類,根菜類)	<u>各務原市</u>	年1回	一により測定
<u>茶</u>	池田町、白川町	年1回	
<u>牛乳</u>	羽島市	年1回	

2) 水道水【薬務水道課、水道企業課】

県内5水系での水道事業の水道水を採取し、水道水中の放射性<u>核種濃度</u>(ヨウ素 131 及びセシウム 134、137)の<u>測定を行うとともに、測定データをホームページ等で公開する。</u>なお、測定対象、測定方法等は以下のとおりである。

<県内5水系測定>

平成30年3月現在

			1 13/2	00 0717011
測定水系	測定対象	測定機関	測定頻度	測定方法
木曽川水系	中津川浄水場(中津川市)	東部広域水道事務所 山之上浄水場 (美濃加茂市山之上町2500) 保健環境研究所 (各務原市那加不動丘1-1)		
小 官川小糸	川合浄水場(可児市)			ゲルマニウム 半導体検出器 を用いるガン
飛騨川水系	山之上浄水場(美濃加茂市)		年 4 同	
長良川水系	鏡岩水源地(岐阜市)		年4回	マ線スペクト ロメトリーに
揖斐川水系	脛永公民館 (揖斐川町)			より測定
神通川水系	上野浄水場(高山市)			

3) 県内産農産物等 【農政課、農産園芸課、畜産課、里川振興課、県産材流通課】

測定の対象とする農産物等及び測定の時期について、年度ごとに計画を定め*、放射性<u>核種濃度</u>(セシウム134、137)の測定を行うとともに、測定データをホームページ等で公表する。

※ 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力対策本部)を参考に毎年度作成

○簡易検査・(一財)県公衆衛生検査センター(岐阜市曙町 4-6)	簡易スペクトロメータ (6台)
・岐阜県農業技術センター (岐阜市又丸 729 -1)	ガンマカウンター (1台)
・岐阜県中山間農業研究所 (飛騨市古川町是重 2-6-56)	ガンマカウンター(1台)
○精密検査・岐阜県保健環境研究所(各務原那加不動丘 1-1)※簡易検査で放射性セシウム値が 50Bq/kg 以上検出された場合等	ゲルマニウム半導体検出器(4台)

<u>(</u>※<u>)</u>食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力対策本部)を参考に毎年度作成

(参考) 固定型モニタリングポスト及び環境試料モニタリング機器 配備位置図 ※H26.3 時点

4 緊急時モニタリング

緊急時モニタリングは、原子力施設において施設敷地緊急事態<u>に該当する事象</u>及び全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合に、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等<u>の放射線防護措置</u>に必要な情報を収集し、放射性物質又は放射線の影響の評価に資するために実施するものである。

3 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングは、原子力施設において国が定める原子力災害対策指針(以下「指針」という。) に規定する警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合に、原子力災害による環境放射線等の状況に関して必要な情報を収集し、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等、指針に規定する運用上の介入レベル(OIL)に基づく防護措置実施の判断並びに原子力災害による住民等及び環境への放射線影響の評価のための材料を提供するために実施する。

なお、初期対応段階の緊急時モニタリングに際しては、OILに基づく防護措置実施の判断に必要な項目のモニタリングを優先して実施する。

OILと防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要
<u>緊</u> 急防	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊 した放射性物質の吸入、不注 意な経口摂取による被ばく 影響を防止するため、住民等 を数時間内に避難や屋内退 避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域 を特定し、避難等を実 施(移動が困難な者の 一時屋内退避を含む)
護置置	<u>OIL4</u>	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線: 40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線: 13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物**3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を 特定し、地域生産物の 摂取を制限するととも に、1週間程度内に一 時移転を実施

<u>5</u> 緊急時モニタリング<u>の実施方法</u>

緊急時モニタリングは、測定範囲、測定対象及び測定体制等の状況を総合的に勘案しつつ、県が主体的に取り組むこととし、市町村、関係指定公共機関、その他防災関係機関等との連携を強化して実施する。

<u>なお、原子力事業者は、県の要請に応じ、モニタリング要員及び資機材の提供等を通じて協力するものとする。</u>

<u>飲</u> 食	<u>飲食物に係るスクリー</u> ニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	<u>0.5μSv/h</u> <u>(地上1m で計測した場合の空間放射線量率^{※2})</u>			数日内を目途に飲食物 中の放射性核種濃度を 測定すべき区域を特定
<u>物</u> 摂			<u>核種</u>	<u>飲料水</u> 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食
<u>取</u> 制 限	OIL6	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	物中の放射性核種濃度
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	<u>の測定と分析を行い、</u> 基準を超えるものにつ
			プルトニウム及び超ウラ ン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	<u> き摂取制限を迅速に実</u>
			<u>ウラン</u>	20Bq/kg	<u>100Bq/kg</u>	<u> </u>

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

4 緊急時モニタリング等の体制

(1)事態区分ごとの体制

国、地方公共団体及び原子力事業者が連携して緊急時モニタリングを行うために、国は、施設敷地緊急事態において、発災した原子力施設の立地地域に緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。

緊急時モニタリングの実施にあたっては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携し、必要に応じて補い合う。関係指定公共機関は、専門機関として緊急時モニタリングを支援する。

<u>また、県は災害対策本部等に緊急時モニタリングチームを設置し、EMCと連携して緊急時モニタリングを実施するとともに、これに支障のない範囲で必要に応じて県独自のモニタリング(以下「独自モニタリング」という。</u>)を実施する。

なお、実施体制については、指針で規定する事態区分ごとに以下のとおりである。

	緊急時モニタリング等の体制		
	国 (EMC)	岐阜県	
【情報収集事態】		■情報収集体制	
・福井県敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町、		・平常時モニタリングを継続	
石川県志賀町又は静岡県御前崎市で震度5			
弱又は震度5強の地震が発生したとき		【参集要員】	
※ 上記の市町において震度6弱以上の		環境管理課1名	
地震が発生した場合を除く。(この場合			
は警戒事態に該当)			

【警戒事態】		■原子力災害警戒体制
	○緊急時モニタリングセ	■原子刀灰吾舎戒体前○災害情報集約センターの設置
○福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力	<u> </u>	
事業所において警戒事態に該当する事象	準備	・緊急時モニタリングの準備
(該当する自然災害を含む)が発生した旨	<u>— vін</u>	・EMCへの要員派遣の準備
の通報があったとき		I A # TEL
・福井県敦賀市又は美浜町で震度6弱以上の地		【参集要員】
震が発生したとき		環境管理課3名
・福井県で大津波警報が発表されたとき		(うち1名はEMC派遣要員)
・原子炉の運転中に保安規定で定められた		揖斐県事務所2名
数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起		
こり、定められた時間内に定められた措		
置を実施できないとき		
・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位ま		
で低下したとき等		
○福井県(敦賀市又は美浜町を除く。)、石川		○災害情報集約センターの設置
県又は静岡県に立地する原子力事業所にお	○緊急時モニタリングセ	・緊急時モニタリングの準備
いて警戒事態に該当する事象(該当する自	<u>ンター (EMC) の設置</u>	
然災害を含む。)が発生した旨の通報があっ	<u>準備</u>	【参集要員】
<u>たとき</u>		環境管理課2名
・福井県おおい町、高浜町、石川県志賀町		
又は静岡県御前崎市で震度 6 弱以上の		
<u>地震が発生したとき</u>		
・福井県おおい町、高浜町、石川県志賀町		
又は静岡県御前崎市を含む津波予報区		
(福井県、石川県能登又は静岡県)で大		
津波警報が発表されたとき 等		
【施設敷地緊急事態】		■原子力災害警戒本部体制
○福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力	<u>○EMCの設置</u>	○緊急時モニタリングチームの設置
事業所において施設敷地緊急事態に該当す	・緊急時モニタリングの詳	<u>・EMCへの要員派遣</u>
る事象が発生した旨の通報があったとき	細の決定	・EMCの一員として緊急時モニタリ
・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の	・緊急時モニタリングの実	ングを実施
作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい	<u>施</u>	・EMCの活動に支障のない範囲で必
が発生した場合において、非常用炉心冷	・緊急時モニタリング結果	要に応じて独自モニタリングを実施
却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低	の取りまとめ及び妥当	
 圧で注水するもののいずれかによる注水	<u>性の確認</u> ・緊急時モニタリング結果	【参集要員】
 が直ちにできないとき	・ <u>密急時モータリンク指来</u> の評価に資する情報の	(2) 緊急時モニタリングチームの体
・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての	世代	制のとおり
給水機能が喪失した場合において、非常	<u>佐供</u> ・緊急時モニタリング実施	
用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高	計画の改訂案への提案	
圧注水するものによる注水が直ちにでき	及び意見	
ないとき	・国が直接実施する緊急時	
・全交流電源を喪失したとき	モニタリング(航空機モ	
・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない	ニタリング等)に係る現	
<u>とき 等</u> ○知事が必要と認めたとき	<u>地調整</u>	
- -	次	■災害対策本部体制
【全面緊急事態】	※ 施設敷地緊急事態に	

※ 施設敷地緊急事態に同じ ○県の地域の一部が原子力災害対策特別措置 同じ 法第15条第2項に規定される原子力緊急 事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域 (EMCの構成) となったとき ・国(原子力規制庁) ○県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る 岐阜県 緊急事態応急対策実施区域とならない場合で ·福井県、滋賀県 あっても、福井県敦賀市又は美浜町に立地す •原子力事業者※ る原子力事業所において全面緊急事態に該当 • 関係指定公共機関 する事象が発生した旨の通報があったとき (国研)日本原子力研究 ・原子炉の非常停止が必要な場合において、 開発機構 制御棒の挿入により原子炉を停止させるこ (国研)量子科学技術研 <u>とがで</u>きないとき 究開発機構 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作 その他 動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発 生した場合又は蒸気発生器への全ての給水 ※ 原子力事業者は事故 機能が喪失した場合において、全ての非常 が発生した施設の原子 用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有 力事業者を指す。それ以 する設備による注水が直ちにできないとき 外の原子力事業者は、原 ・全ての非常用直流電源を喪失したとき 子力規制委員会が作成 使用済燃料貯蔵槽の水位が、照射済燃料集 する動員計画に基づき 合体の頂部から上方2mの水位まで低下し 参画する。 ・原子力事業所の区域の境界付近において毎 時5 μSv 以上の放射線量が検出されたとき ○知事が必要と認めたとき 8 緊急時モニタリングチームの詳細 (2) 緊急時モニタリングチームの体制 (1) 緊急時モニタリングチームの構成 1)組織及び各担当の役割 県は、原子力災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、空間放射線量率を測定するため、直 緊急時モニタリングチームの組織及び各担当の役割は、以下のとおりとする。また、災害対策本部 ちに緊急時モニタリングチームを設置する。 における緊急時モニタリング体制については、別紙1に示す。 このチームの構成は、次のとおりとする。 【緊急時モニタリングチームの構成】(各担当の統括は、環境管理班が実施) リーダー (環境生活部長) 副リーダー(環境生活部次長) リーダー(環境生活部長) 副リーダー(環境生活部次長) 企画調整担当 情報収集管理担当 測定分析担当 【評価担当】[環境管理班、危機 【情報収集担当】[環境管理班、危 【環境調査担当】「現地要員】 【設置場所】 【設置場所】 【設置場所】 管理部各班] 機管理部各班、生活衛生班、薬務 ①空間放射線量率の移動測定 環境管理課 各現地機関 環境管理課 ①モニタリング重点地域の決 水道班、農政班、森林整備班、水 ②大気中放射性ヨウ素の簡易測定 道企業班 定・見直し ③環境試料の測定(試料採取・搬

②モニタリング結果の解析

③大気中放射性物質の拡散予

④ 災害情報集約チームへの報告、

国等関係機関との連絡調整等

①モニタリングデータの収集・集約

②モニタリングに必要な情報の収

集等

送等)

④モニタリング資機材の整備 等

【構成所属】

環境管理課、危機管理部

【構成所属】

環境管理課、生活衛生課、

薬務水道課、農政課、県

産材流通課、水道企業課

【構成所属】

環境研究所

各支部 (県事務所)、保健

(3) 緊急時モニタリングにおける各担当の役割

現状の把握および緊急時モニタリングの内容の決定のため、各担当において、情報収集および分析 等を行う。

1)評価担当

情報収集担当が収集したモニタリングデータの分析を行うほか、SPEEDI ネットワークシステム 等による次の予測結果に基づき、緊急時モニタリング内容を決定するとともに、県災害対策本部 他チーム及び国等関係機関との連絡調整を実施する。

- ①空間放射線量率の最大線量出現地点および地域分布
- ②大気中放射性ヨウ素の最大濃度出現地点および地域分布
- ③予測被ばく線量の地域分布およびその時間変化 等
- なお、初動時で測定結果が入手できない場合は、次の方法を用いる。
- ・県が実施した放射性物質拡散シミュレーション結果
- <u>・岐阜県地域防災計画(原子力災害対策計画)第一章第5節第一項で定める原子力事業者が行</u> う予測計算結果
- ・環境放射線モニタリング指針(平成20年3月 原子力安全委員会)に基づく簡易計算法による計算結果 等

2)情報収集担当

次の情報をとりまとめ、評価担当へ提出する。

- ①環境調査担当が測定したモニタリングデータ
- ②異常事態通報 (原子力事業者からの報告中にあるモニタリングデータ)
- ③気象情報(テレメータシステム、岐阜地方気象台、気象協会オンライン総合気象情報、関西 電力(株)、日本原子力発電(株)、(独)日本原子力研究開発機構及び他県のモニタリングス テーション等)
- ④環境試料の測定結果
- ⑤福井県及び滋賀県等他県のモニタリングポスト測定結果 等
- 3)環境調査担当
 - 次のとおり放射線量等の測定を行い、情報収集担当へ報告する。
 - ①空間放射線量率の測定及び気象データの測定
 - ②大気中放射性ヨウ素の簡易測定
 - ③環境試料中放射性物質濃度の測定(試料のサンプリング、搬送等) 等

(参考1) 緊急時モニタリングチーム実施内容一覧

	<u>業務内容</u> 等
リーダー	緊急時モニタリングチームの指揮総括
副リーダー	リーダー補佐 <u>及び各担当の作業の指揮統括</u>

	<u>役割</u> 等	
リーダー	・緊急時モニタリングチームの指揮総括	
副リーダー	<u>・</u> リーダー補佐 <u>・</u> リーダー不在の場合、リーダー代行	
<u>企画調整</u> 担当		

	<u>評 価</u> 担 当	1 放出源状況の確認 2 気象情報の解析 3 第一段階モニタリング計画実施指示 4 第二段階モニタリング計画の策定、実施指示 5 モニタリング結果の解析・集約 6 以後のモニタリング計画の策定 7 大気中放射性物質濃度の予測 8 その他必要な放射性物質挙動の予測 9 住民の甲状腺等価線量の予測 10 住民の外部全身線量の予測 11 現地モニタリング要員に対する防護対策の助言と支援 12 国、他県及び他の関係機関等との連絡調整、報告
	情報収集担当	13 国、他県、原子力事業者及び他の関係機関等への支援要請等 1 放出源情報の収集、整理及び報告 2 モニタリングポストデータ (福井県及び滋賀県等設置のモニタリングポスト含む) の収集、整理 3 気象情報の収集、整理 4 各担当からの測定結果等の収集、整理及び連絡並びに SPEEDI ネットワークシステムによる情報収集等
<u>環境調査</u> 担当		1 空間放射線量率の測定 2 大気中放射性ヨウ素の簡易測定 3 飲料水、農産物等環境試料の採取及び簡易測定並びに精密測定が必要な場合の調査機関への試料送付及び測定結果の報告

(2)モニタリング要員等

標準的なモニタリング要員を以下のとおりとし、必要に応じて更新する。

国、関係機関及び原子力事業者から派遣されるモニタリング要員は、各担当に加わり、その業務を 支援する。また、国及び各関係機関から派遣される専門家は、災害対策本部長及び緊急時モニタリン グチームリーダーに対し、必要な技術的事項について助言等を行う。

担当名	所属	人数	設置場所
評価担当	環境管理課、危機管理部	5 <u>人</u>	環境管理課 <u>執務室</u>
情報収集担当	環境管理課、 <u>危機管理部、</u> 生活衛生課、薬務水道課、農政課、 <u>森林</u> 整備課、水道企業課	<u>7人</u>	同上
	(空間放射線量率計測等) ・振興局(事務所)等	4 2 <u>人(※)</u>	
環境調査担当	(環境試料採取・検査等) ・農林事務所、東部広域水道事務 所等	状況に応じ て設定	各現地機関

※ 空間放射線量率の<u>移動</u>モニタリングは、1ルート1班2名、合計19班38名体制。 大気中放射性ヨウ素測定(簡易測定)は、1班2名、合計2班4名体制を想定。

情報収集 <u>管理</u> 担当	・測定分析担当の測定結果の取りまとめ ・固定型及び可搬型モニタリングポスト(以下「モニタリングポスト等」と いう。)のデータの収集、整理(福井県及び滋賀県並びに原子力事業者等 が設置するモニタリングポスト等も含む。) ・各種情報(飲食物検査状況、放出源情報、気象情報等)の収集、整理
測定分析担当	・サーベイメータによる測定 ・可搬型モニタリングポストの設置、回収 ・大気中放射性ヨウ素 ・環境試料の採取、測定

2) 要員

標準的な緊急時モニタリングチームの要員を以下のとおりとし、必要に応じて更新する。

担当名	所 属	人数	設置場所	
企画調整担当	○環境管理課 3名 ^{※1}	5 <i>A</i>	西安 英田田	
正凹肭金12日	危機管理部 <u>2名</u>	5 <u>名</u>	環境管理課	
	<u>○</u> 環境管理課 <u>2名*1</u>			
	生活衛生課 1名			
情報収集管理担当	薬務水道課 <u>1名</u>	7 💆	環境管理課	
情報以来 <u>自生</u> 担日	農政課 <u>1名</u>	7 <u>名</u>	<u> </u>	
	県産材流通課 1名			
	水道企業課 <u>1名</u>			
	岐阜地域環境室 6名		各現地機関	
	西濃県事務所 8名			
Anti-A V les la VIV	揖斐県事務所 6名			
測定分析担当	可茂県事務所 4名	4 2 名※2		
[測定・採取班] (空間放射線量率計測等)	中濃県事務所 6名	4 2 <u>有一</u>		
(王间)从初州至十时以守)	東濃県事務所 2名			
	恵那県事務所 4名			
	飛騨県事務所 6名			
測定分析担当		状況に応じて		
<u>[分析班]</u>	保健環境研究所 他	設定		
(環境試料検査等)		₩.AL		

※1 所属欄の「○」は、緊急時モニタリングチームの担当の統括を示す。

※<u>2</u> 空間放射線量率の<u>定点</u>モニタリングは、1ルート1班2名、合計19班38名体制、<u>環境試料</u> <u>の採取</u>は、1班2名、合計2班4名体制<u>(西濃、揖斐県事務所)</u>を想定 その他、必要に応じて市町村へ協力を要請

(3) EMCの体制

EMCの要員は、緊急時モニタリングチームの要員が兼ねるものとする。緊急時モニタリングチームはEMCの一員として、EMC情報収集管理グループ情報共有システム等維持管理班及び測定分析担当岐阜県グループの業務を担うとともに、EMC企画調整グループ企画班へ1名を派遣する。なお、EMCの組織及び各担当の役割は別紙2に示す。

【EMCと緊急時モニタリングチームの要員対応表】

<u>EMC</u>			緊
<u>企画調整</u> <u>グループ</u>	企画班	=	環
情報収集管理 グループ	情報共有システム等維持管理班	<u>=</u>	情
測定分析担当	総括・連絡班 [連絡担当] [総括担当]	<u>=</u>	<u>企</u>
岐阜県グループ	<u>測定・採取班</u> <u>分析班</u>	<u>=</u>	<u>測</u>

	緊急時モニタリングチーム
<u>=</u>	環境管理課から1名派遣
<u>=</u>	情報収集管理担当
=	企画調整担当
<u>=</u>	<u>測定分析担当</u> [<u>測定・採取班]</u> [分析班]

9 配備中の測定機器及び台数(身体・工業製品表面汚染検査用を除く)

H25.4 時点 (H25 当初予算措置分含すe)

1120: 1 httm://	(1120 1 1/1 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
測定機器等	<u>台数</u>
固定型モニタリングポスト	12 台
可搬型モニタリングポスト	1台
<u>可搬型サーベイメータ</u> (NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ)	20 台 (内1台は保健環境研究所の1m高測定用)
可搬型ヨウ素サンプラー	<u>2 台</u>
ゲルマニウム半導体検出器	5台
簡易スペクトロメータ	<u>6 台</u>
ガンマカウンター	2 台

- ※ 可搬型サーベイメータは各振興局(岐阜圏域は岐阜地域環境室)に配備
- ※ 可搬型ョウ素サンプラーは西濃振興局及び同揖斐事務所に配備
- ※ 可搬型モニタリングポストは西濃振興局揖斐事務所に配備
- ※ 本表のほか、普及啓発用測定器(簡易サーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ、電 離箱式サーベイメータ)を西濃振興局及び同揖斐事務所に配備。発災時に必要に応じて緊急時モ

5 緊急時モニタリング等の体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

<u>人事異動等の状況を反映させた県内のモニタリング要員のリストを作成し、常に最新の状況に保つと</u>ともに、モニタリング要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。

(2) モニタリング資機材等の配備・維持管理

1) モニタリング資機材等の配備

緊急時モニタリングに使用する空間放射線量率や環境試料の放射性核種濃度を測定する設備・機器等の配備にあたっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行う。

なお、モニタリング資機材等の配備状況は、以下のとおりである。

ア モニタリングポスト等 (平成30年3月現在)

		<u>配備先</u>											
<u>機器名</u>	防災交流センター	保健環境研究所	西濃総合庁舎	関ケ原町役場	揖斐総合庁舎	揖斐川坂内測定局	可茂総合庁舎	中濃総合庁舎	郡上総合庁舎	東濃西部総合庁舎	恵那総合庁舎	飛騨総合庁舎	合計
① 固定型モニタリン グポスト (低線量)	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>12</u>
②固定型モニタリン グポスト (高線量)						1							1
③可搬型モニタリ					<u>1</u>								<u>1</u>

1				_									
	<u>ングポスト</u>												
	可规则状外约测点继见	' 孝 /=	= +0% □□ 5	±± / π		-	⊐ TFI /.	-\					
1	<u>可版空放射線測定機器</u>	、進信											
		*1	17七	Æ₽I	##I -	 	<u></u>		#71 	由	नार	 	
		一片	災	健	濃		茂	濃 .	ip	那	騨	担 斐	合
	機器名		交流	環暗	総合	総	総合	総合	総 四 会 部	総合	総合	川町	
			セン	研究	計	片	片	景		一片	片	11	計
			タ	<u> </u>	部	音 *	音	部	引 岸	音	普		
	(DM 1/m1) 20:42								音				
	メータ (空間放射線量	$\frac{3}{}$		1	3	$\frac{2}{}$	2	$\frac{2}{2}$	$\frac{1}{}$ $\frac{1}{}$	$\frac{2}{}$	$\frac{3}{2}$		<u>20</u>
	<u>プラ</u>				1	1							<u>2</u>
													_
	タ(放射性ヨウ素簡易				1	1							<u>2</u>
		_											_
	P C型)	2											<u>2</u>
	<u>(5)フミセス屋外端木 (タ</u> ブレット型)				<u>1</u>	<u>2</u>							<u>3</u>
	⑥普及啓発用NaI(T1)												
			<u>1</u>		<u>1</u>	<u>1</u>						<u>7</u>	<u>10</u>
	率測定用)												
			1		<u>1</u>	1						<u>7</u>	<u>10</u>
		 : 福井ニ	エリア 4	 4 府県	(福井県	、京都	 部府、i	滋賀県、	岐阜県)	が設置	置してい	L る固定	モニタ
												力しシ	ステム
		上~0	の反映だ	が可能が	なモニタ	リンク	グ情報	共有シ	ステムの	操作端	<u>末</u>		
ゥ	環境試料中の放射性核	種濃度	医の測別	定機器	:(平成	30 年	₹3月	現在)					
	ゲルマニウム半導体検	出器:	保健理	環境研	究所4	台							
ェ	防護資機材等(平成30) 年 3	月現在	=)									
	177425 180 13 13 1 1770 03	- 1 -	7 3 70 12				<u> </u>	配備先				合	
				本	西	揖	可	中	東	恵	飛	計	
				庁	濃総	斐総	茂総	農農	濃	那終	騨総		
	<u>資機材名</u>	<u>L</u>			全	合呈	一合		部	合	合		
					一一一一一一个		一月		合	厅	厅 舎		
									一件				
		<u></u> 計		14	8	18	8 4	4 6		4	6	62	
													-
	<u>③</u> 防護眼鏡			12	16					8	12		1
	<u> </u>	1	イ 可機型放射線測定機器、通信	1	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	1	4 可機型放射線測定機器、通信機器等(平成 30 年 3 月現在)	1

13 モニタリング資機材の保管等

業務目的に合わせ、あらかじめ定めた場所に分類保管するなど、各業務での円滑な運用に備える。また、資機材が常に正常な状態で使用できるよう、定期的に保守点検を行う。

16 その他

緊急時のモニタリングを円滑に実施するため、平時より次の資料を整備するよう努める。

(1) 緊急時モニタリングに係る基礎資料

- 1) 固定型モニタリングポスト等各種測定機器配置図
- 2) モニタリングルート図(拡大版、縮小版、ポケットサイズ等)
- 3) 環境試料採取地点図等

(2) 平常時モニタリングデータ

- 1) 固定型モニタリングポスト等各固定定点での平常時のデータ
- 2) 環境試料の平常時のデータ
- 3)上記2項目に係る測定日時及び気象状況データ等

(3) その他

- 1) UPZ 及び対策強化地域地図
- 2) 上記地域における避難所情報
- 3)上記地域における人口、世帯数
- 4) 上記地域の飲料水の供給状況
- 5) 上記地域の農林畜水産物の生産情報
- 6) 上記地域における気象情報
- 7) 上記地域における道路の整備状況
- 8) 近隣原子力施設情報 等

3 平常時モニタリングの強化

平常時モニタリングの強化は、国又は事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受け、原子力 災害警戒体制をとる段階で行うものである。

<u>県民及び周辺環境への影響の有無及びその大きさを迅速に把握するため、主に空間放射線量率の測定を行う緊急時モニタリングの準備に着手するとともに、モニタリングポスト等の監視頻度を高める。</u>

4 緊急時モニタリング

(1) 本県における初動段階の緊急時モニタリング

本県における初動段階の緊急時モニタリングは、国の原子力災害対策本部の総合調整に基づく「緊急時モニタリング実施計画」が策定され、当該計画に基づく初期モニタリングが実施されるまでの間、

④防護マスク	<u>84</u>	112	<u>152</u>	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>28</u>	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>656</u>
<u>⑤綿手袋</u>	<u>84</u>	<u>112</u>	<u>152</u>	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>28</u>	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>656</u>
⑥ゴム手袋	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>36</u>	<u>8</u>	<u>12</u>	<u>4</u>	8	<u>12</u>	108
<u>⑦シューズカバー</u>	<u>84</u>	<u>112</u>	<u>152</u>	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>28</u>	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>656</u>

※その他防災交流センターに予備の防護服等を配備

2) モニタリング資機材等の維持管理

<u>サーベイメータ等の可搬型放射線測定機器、通信機器、防護資機材等は、</u>業務目的に合わせ、あらかじめ定めた場所に分類して保管するなど、円滑な運用に備える。<u>なお、配備された防護資材等は毎年</u>在庫確認を行い、使用損耗等により防護資機材等の保有数量が配備数量に満たない場合には、補充を行う。

また、<u>空間放射線量率や環境試料中の放射性核種濃度等を測定する設備・機器は、</u>常に正常な状態で使用できるよう、定期的に校正及び保守点検を行う。

(3) モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

空間放射線量率の測定地点や環境試料の採取候補地点等、緊急時モニタリングを円滑に実施する<u>うえで</u>必要な関連情報・資料を整備するとともに定期的に見直しする。

1) 緊急時モニタリングに係る基礎資料

- ・固定型モニタリングポスト等各種測定機器配置図
- ・モニタリングルート図(拡大版、縮小版、ポケットサイズ等)
- 環境試料採取地点図 等

2) 平常時モニタリングデータ

- ・固定型モニタリングポスト等の平常時のデータ
- ・環境試料の平常時のデータ
- ・上記2項目に係る測定日時及び気象状況データ 等

3) その他

- ・UPZ及び原子力災害対策強化地域地図
- ・上記地域における避難所情報
- ・上記地域における人口、世帯数
- <u>・</u>上記地域における気象情報
- ・上記地域における道路の整備状況
- · 近隣原子力施設情報 等

6 緊急時の対応

(1)初期対応段階のモニタリングの概要

初期対応段階のモニタリングは、OILに基づく防護措置の実施の判断に必要な項目のモニタリングを優先して行うこととしており、事態の進展に応じた活動の概要は以下のとおりである。

事態の進展		DMC OXIA	取名叶ェーカリンダイ)の江弘
事態区分	事象の例	<u>EMCの活動</u>	<u>緊急時モニタリングチームの活動</u>
情報収集	福井県敦賀市又は		<u>・要員参集</u>
事態	美浜町で震度 5 弱		・平常時モニタリングの継続
	又は震度5強の地		・モニタリングポスト等の稼働状況及び
	震発生		測定結果の確認

県独自の初動対応として実施するものである。

本対応は、県への放射性物質の影響の全体像を把握する「第一段階モニタリング」及びその結果を 踏まえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域において重点的なモニタリングを行う「第二段 階モニタリング」で構成する。

1)第一段階モニタリング

施設敷地緊急事態に該当する事象発生直後から開始するものであり、県内全域で予め定めた測定 ポイントにおいて空間放射線量率等を調査することとし、原則、1日2巡回の頻度で測定を行うこ とで、放射性物質による環境への影響の全体像を把握する。

この段階では、空間放射線量率及び大気中の放射性ヨウ素(簡易測定)を対象に測定を行うとともに、放出源の情報や気象情報、SPEEDIネットワークシステム等から得られる情報等も踏まえて防護対策の判断を行う。

2) 第二段階モニタリング

第一段階モニタリングの結果を踏まえ、県原子力災害警戒本部又は災害対策本部に設置される 緊急時モニタリングチームにより重点的なモニタリングを行うべき地域(以下、「モニタリング重 点地域」という。)を決定し、新たなモニタリング計画に基づくモニタリングを行う。

(2)以後のモニタリング

原子力災害対策指針では、国(原子力規制委員会)は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報が あった段階で「緊急時モニタリング実施計画」を策定することとされており、本実施計画策定以後は、 国の統括の下設置される「緊急時モニタリングセンター」の指揮のもと、緊急時モニタリングを実施 するほか、これに支障のない範囲で必要に応じ、県独自のモニタリングを実施する。

環境試料モニタリングは、国の実施計画に基づき行うことを基本とするが、県は、環境試料モニタ リングの実施方法の検討及び実施準備(サンプリング人員の確保、検査機器の準備などモニタリング 実施体制)を事前に行うこととする。

<u>なお、国の実施計画が示されるのを待つ暇がない場合は、県は、第二段階モニタリングの結果に基</u>づき、モニタリング重点地域の見直しを行う。

			⇒ 異常時は修理等を依頼するととも
			に原子力規制庁へ連絡(以降同様)
警戒事態	福井県敦賀市又は	・EMCの設置準備	・災害情報集約センターの設置
	美浜町で震度6弱		・要員参集、EMCへの要員派遣の準備
	又は震度6強の地		・緊急時モニタリングの準備
	震発生		可搬型モニタリングポストの設置
			・EMCとの通信機器等の確認
			→ 異常時は修理等を依頼するととも
			に原子力規制庁へ連絡(以降同様)
施設敷地	全交流電源喪失	・EMCの設置	・緊急時モニタリングチームの設置
緊急事態		・緊急時モニタリング実施計画の策定	・要員参集、EMCへ要員を派遣
(原災法 10		・緊急時モニタリングの開始	・緊急時モニタリングの開始
条通報)			・可搬型モニタリングポストの設置(警
			戒事態を経ず施設敷地緊急事態とな
			<u>った場合等)</u>
全面緊急	全ての非常用直	・定点モニタリング、走行サーベイ等の実	・定点モニタリング、走行サーベイ等の
事態	<u>流電源の喪失</u>	施準備	実施準備
(原災法 15			
条通報)	放射性物質の	・UPZ内の水源から供給される飲料水	
	<u>放出</u>	<u>(蛇口水)の採取*1・分析の実施</u>	
	放射性物質放	・定点モニタリング、走行サーベイの実施	・EMCの活動に支障のない範囲で必要
	出の停止	・大気中放射性ヨウ素の試料採取・分析の	に応じて独自モニタリングを実施
		<u>実施</u>	<u>定点モニタリング、走行サーベイの実施</u>
		・環境試料の採取・分析の実施	大気中放射性ヨウ素の試料採取・分析の実
		・UPZ外の航空機モニタリングの実施**2	<u>施</u>
			環境試料の採取・分析の実施 ノ
			<u><0.5μSv/h 超の地域></u>
			・飲食物の採取・分析の実施状況の把握、
		Note to the total section of the sec	情報収集

※1 飲料水(蛇口水)の採取は、揖斐川町が実施(県から揖斐川町へ指示) ※2 UPZ外の航空機モニタリングについては、国が実施

(2)情報収集事態発生時の対応

情報収集事態は、原子力施設からの放射性物質の放出の有無を確認する段階であり、平常時のモニタリングを継続する。なお、県、福井県、滋賀県、京都府及び原子力規制庁においてモニタリング情報を一元的に共有するモニタリング情報共有システムの他、岐阜県環境放射線モニタリングシステム、岐阜県放射線ネットワークシステムの各システム(以下「放射線関係システム」という。)や固定型モニタリングポスト等に自然災害等の影響による異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

情報収集事態発生時の参集要員及び業務については、以下のとおりである。

参集要員の業務(環境管理課:1名)

- ・危機管理政策課原子力防災室(勤務時間外は宿日直者)から電話連絡を受け、環境管理課に参集
- ・ 平常時モニタリングの継続
- ・放射線関係システム及び固定型モニタリングポスト等の稼働状況を確認し、自然災害等の影響により機器の異常 が確認された場合には、直ちに維持管理業者に修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡

<u>測定局</u>	システム	維持管理業者等
揖斐川坂内測定局	岐阜県放射線監視	(株)日立製作所 中部支社

	ネットワークシステム				
しきロリカ 11 アーカリングギャー	岐阜県環境放射線	(株)日立製作所			
上記以外 11 モニタリングポスト	モニタリングシステム	ヘルスケア名古屋分析システム営業所			
	モニタリング情報共有				
1	システム	(公財)原子力安全技術センター			
可拠型エーカリングポット	モニタリング情報共有	(州)口支制(左) 中如土丸			
可搬型モニタリングポスト	システム	(株)日立製作所 中部支社			

- ・揖斐川坂内測定局の異常が確認され、その速やかな機能回復が困難な場合には、測定局近傍に可搬型モニタリン グポストを設置するよう揖斐県事務所に指示
- ・揖斐川坂内測定局への電気の供給が停止し自家発電装置が作動している場合には、運転時間に応じて燃料(軽油) の補給又は測定局近傍への可搬型モニタリングポストの設置を揖斐県事務所に指示(燃料タンク満容量(70L) での連続運転可能時間:約24時間)
- ・県内の空間放射線量率の測定値のほか、モニタリング情報共有システムにより福井県及び滋賀県における測定値 を確認するとともに、可搬型モニタリングポストを設置した場合には、その測定値がモニタリング情報共有シス テムに反映されていることを確認

モニタリング情報共有システム(ラミセス:RAMISES)

- ・原子力発電所等の原子力施設で事故等が発生した場合に 備え、福井エリア4府県(福井県、京都府、滋賀県、岐 阜県)が実施しているモニタリングのデータを国及び4 府県で共有
- ・平成26年度に国がモニタリング情報共有システムを構築 し、福井エリアで導入



(3)警戒事態発生時の対応

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階であり、施設敷地緊急事態に至った際に備え、モニタリング結果を含む情報の収集・連絡体制を整えるとともに、緊急時モニタリングの準備を開始する。なお、放射線関係システム及び固定型モニタリングポスト等に自然災害等の影響による異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

警戒事態発生時の参集要員及び業務については、以下のとおりである。

災害情報集約センター参集要員の	EMC派遣要員の業務**	支部参集要員の業務**
業務(環境管理課:2名)	_(環境管理課:1名)_	(揖斐県事務所:各2名)
・情報収集事態の環境管理課参集	情報収集事態の環境管理課参集要員	情報収集事態の環境管理課参集要
要員から電話連絡を受け、環境	から電話連絡を受け、環境管理課に	員から電話連絡を受け、県事務所
管理課に参集	<u>参集</u>	に参集
・揖斐川坂内測定局における空間	・県内の環境放射線等の状況を把握	・環境管理課参集要員へ参集済みの
放射線量率等データ収集頻度を	・施設敷地緊急事態発生時に直ちにE	旨、FAX及び電話で報告 [様式
<u>上げる</u>	MCに向けて出発できるよう準備	1]
・EMCの立上げに備え、TV会		・環境管理課からの指示に基づき、
議システム等のEMCとの通信		可搬型モニタリングポストを設置
機器の稼働状況等を確認		し、災害情報集約センター(環境

屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等、各種防護措置に必要な情報を把握するため、空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素並びに水道水、葉菜等の環境試料中放射性物質濃度の測定等を行う。

10 測定項目及び測定機器等

6 緊急時モニタリングの範囲

測定方法は、以下のとおりとする。

測定項目	測定機器等	測定方法
気象情報	モニタリングポスト(坂内川上)他	・固定定点での測定 ・テレメータによる連続監視、岐阜地方気象 台、事業者、他県等からの情報に基づく

- ・異常発生時には、直ちに維持管理業者に修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡
- ・揖斐県事務所の要員参集状況を 把握のうえ、必要に応じ可搬型 モニタリングポストの設置をF AX及び電話で指示[様式2]
- ・可搬型モニタリングポスト設置 の旨、電話連絡があり次第、モニタリング情報共有システムに 反映されていることを確認し回 答
- ・モニタリングに必要な関連情報・資料等の配備
- ・その他、情報収集事態発生時の 対応と同様

※ 福井県(敦賀市及び美浜町を除く。)、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に 該当する事象(該当する自然災害を含む。)が発生した旨の通報があったときは参集不要

管理課)へ携帯電話で連絡

(4)施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の対応

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が発生している段階であり、事態の進展を把握するための緊急時モニタリングを行う。

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生している段階であり、施設敷地緊急事態に引き続き緊急時モニタリングを行い、防護措置の判断に必要な空間放射線量率等の情報を速やかに入手する。

国は、原子力災害が発生した地区の福井県原子力防災センター等にEMCを設置し、緊急時モニタリング実施計画を策定するとともに、緊急時モニタリングを速やかに開始する。緊急時モニタリングチームは、国の統括の下でEMCの一員としてEMCの各構成機関と密接に連携して緊急時モニタリングを実施するとともに、これに支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施する。

また、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関とともに、EMC構成要員の派遣及び資機材の提供を行う。

なお、初期段階の緊急時モニタリングについては、放射線関係システム等の情報からプルーム(気体 <u>状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団</u>)が飛来していないことを確認したうえで指示する。モ ニタリング実施中にプルームの飛来が確認された場合には、必要に応じてモニタリングを中止し、速や かに帰庁するよう指示する。

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時に実施する緊急時モニタリングの測定項目、測定場所等、並びに参集要員及び業務については、以下のとおりである。

1) 緊急時モニタリングの測定項目、測定場所等

ア 空間放射線量率

① 固定型モニタリングポスト等

県内 12 カ所の固定型モニタリングポスト等(測定上限: $10 \mu \text{ Sv/h}$ 、揖斐川坂内測定局のみ 100 mSv/h)による 24 時間連続での空間放射線量率の自動測定を実施しており、引き続き監視を継続する。

なお、測定場所等は、2(1)1)のとおりである。

② 可搬型モニタリングポスト

揖斐川坂内測定局に異常があり、その速やかな機能回復が困難な場合等には、揖斐川坂内測定局の近傍に可搬型モニタリングポスト(測定上限:100mSv/h)を設置し、空間放射線量率の連続測定を行う。緊急時において、揖斐川坂内測定局が正常に稼働している場合は、必要に応じて、

	空間放射線量率	固定型モニタリングポスト	・固定定点での測定・テレメータによる連続測定・「連続モニタによる環境γ線測定法(文部科学省)」等による
<u>空</u> [可搬型モニタリングポスト	・任意定点での連続測定・「連続モニタによる環境 γ 線測定法(文部科学省)」等による。
		<u>可搬型サーベイメータ</u> (NaI (Tl) シンチレーションサ <u>ーベイメータ)</u>	・任意定点での測定・「空間 γ 線スペクトル測定法(文部科学省)」等による。
-	気中放射性ョ 素濃度(簡易 定)	可搬型ョウ素サンプラー、 Nal (Tl) シンチレーションサ ーベイメータ	・任意定点での試料採取・「緊急時における放射性ヨウ素測定法(文部 科学省)」等による。
	竟試料中放射 勿質濃度	ゲルマニウム半導体検出器 <u>等</u>	・任意定点での試料採取 ・「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーの ための試料前処理法(文部科学省)」、「ゲル マニウム半導体検出器によるガンマ線スペク トロメトリー(文部科学省)」等による。

以下の候補地点から設置場所を選定して活用を検討する。

<u>なお、可搬型モニタリングポストの測定データは、モニタリング情報共有システムにより収集する。</u>

設置候補場所	所 在 地	<u>敦賀原発</u> からの距離	備 考
揖斐川坂内測定局	揖斐川町坂内川上873	<u>34 k m</u>	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合
揖斐川町坂内振興事務所	揖斐川町坂内広瀬 924	<u>39 k m</u>	
揖斐川町春日振興事務所	揖斐川町春日六合 3080	<u>52 k m</u>	
揖斐総合庁舎	揖斐川町上南方 1-1	<u>58 k m</u>	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合
関ケ原町役場	関ケ原町大字関ケ原 894-58	<u>59 k m</u>	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合
池田町役場	池田町六之井 1468-1	<u>61 k m</u>	
<u>垂井町役場</u>	<u>垂井町 1532-1</u>	<u>62 k m</u>	
大垣市上石津地域事務所	大垣市上石津町上原1380	<u>66 k m</u>	
西濃総合庁舎	<u>大垣市江崎町 422-3</u>	<u>70 k m</u>	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合

③ モニタリングルートによる定点モニタリング

施設敷地緊急事態以降、事故発生の場所や事態の進展に応じて、予め定めた緊急時モタリングルート候補からルートを選定のうえ、ルート上に設定した定点(全 19 ルート、約 180 地点;資料編 5 参照)において、N a I (T 1)シンチレーション式サーベイメータ(TCS-171B;測定上限: $30\,\mu\,\mathrm{Sv/h}$)で測定*1を行う。

<u>また、必要に応じて、西濃県事務所及び揖斐県事務所に配備しているラミセス屋外端末(タブレット端末)、データロガー及びNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ(TCS-171B)</u>を使用してモニタリングルート上の走行サーベイ*2を行う。

※1 空間放射線量率の測定にあたっての留意点

○IL1や○IL2等との比較に用いられる空間放射線量率は地上1mで測定した場合の空間放射線量率(周辺線量当量率)であるが、モニタリングポスト等の中には測定高さが異なるものもあり、これらによる測定結果を評価する際には、測定高さを考慮に入れて評価する必要がある。また、報告等の際には、測定結果と合わせて測定高さを伝達する必要がある。

※2 ラミセス屋外端末を用いた走行サーベイ

<u>モニタリング車内での測定となるため定点測定より精度は劣るが、広範囲の空間放射線量</u>率の分布の状況を効率よく把握することが可能である。

イ 大気中放射性ヨウ素濃度(簡易測定)

全面緊急事態に至った場合、以下の候補地点から採取場所を選定のうえ、放射性ヨウ素サンプラを用いて試料を採取し、NaI(T1)シンチレーション式サーベイメータ(TCS-172B)で簡易測定を行う。

設置候補場所	所 在 地	<u>敦賀原発</u> からの距離
揖斐川坂内測定局	揖斐川町坂内川上 873	34 k m
揖斐川町坂内振興事務所	揖斐川町坂内広瀬 924	<u>39 k m</u>
揖斐川町春日振興事務所	揖斐川町春日六合 3080	<u>52 k m</u>
揖斐総合庁舎	揖斐川町上南方 1-1	<u>58 k m</u>
関ケ原町役場	関ケ原町大字関ケ原 894-58	59 k m

池田町役場	<u>池田町六之井 1468-1</u>	<u>61 k m</u>
垂井町役場	<u>垂井町 1532-1</u>	<u>62 k m</u>
大垣市上石津地域事務所	大垣市上石津町上原 1380	<u>66 k m</u>
西濃総合庁舎	大垣市江崎町 422-3	<u>70 k m</u>

ウ 環境試料中の放射性核種濃度

① 土壌等中の放射性核種濃度

地上に沈着した放射性物質の拡がりの確認とその核種組成を把握するため、土壌等中の放射性 核種濃度の測定を行う。

初期対応段階においては、まずOIL2($20\mu Sv/h$)を超える空間放射線量率が測定されたモニタリングポスト等の設置地点近辺の土壌を速やかに採取し、測定を行う。

② 飲料水中の放射性核種濃度(OIL6に基づく飲食物中の放射性核種濃度の検査の開始前)

飲料水への放射性物質の影響を把握するため、UPZ内にある水源から供給される飲料水を採取し、測定を行う。

なお、候補地点については、放射性物質の放出中はモニタリング要員の安全を確保する観点から蛇口水を、放射性物質の沈着後は浄水場等、地域代表性があり効率的に採取できる場所を選定する。

市町名	<u>浄水場等名称</u> <u>(所在地)</u>	水道事業者名	<u>水源</u>	<u>蛇口水採水場所</u> <u>(所在地)</u>
揖斐川町	川上簡易水道浄水場 (揖斐川町坂内川上字宮ノ高 1512)	揖斐川町	表流水	揖斐川町坂内川上地内

③ OIL6に基づく飲食物中の放射性核種濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があり、空間放射線量率が 0.5μ Sv/h を超える地域においては、「原子力災害対策マニュアル (平成 28 年 12 月 7 日:原子力防災会議幹事会)」に則って、飲食物の検査計画の策定、実施について厚生労働省・農林水産省等の関係省庁から県に要請があることとされており、関係各部・各班は検査計画を策定し、検査を実施する。緊急時モニタリングチームは、その実施状況の把握、情報収集を行う。

工 気象項目

風向・風速、降水等の気象項目は、県内の揖斐川坂内測定局、福井県内及び滋賀県内の一部の測定 局並びに気象庁の気象観測所等で測定を実施しており、モニタリング情報共有システム及び気象庁ホ ームページ等で情報を収集する。

2)業務内容

■EMC派遣要員

- ・EMC派遣要員(環境管理課:1名)は、施設敷地緊急事態に至った段階でEMCに向けて直ちに出発 ※交代要員が必要となった場合、さらに環境管理課から1名選任
- ・EMCは、緊急事態が発生した原子力施設に応じて、次の対策拠点施設(オフサイトセンター)に設置

【業務内容】

○EMC企画調整グループ企画班への参画

- ・ERC (原子力規制庁緊急時対応センター) 放射線班が福井県、滋賀県及び県の緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領を基に作成した緊急時モニタリング実施計画案について、現地状況等を踏まえて修正等を実施
- ・ERC放射線班から送付された緊急時モニタリング実施計画に沿って緊急時モニタリングの具体的な内容を決定

8 緊急時モニタリングチームの詳細

(4)初動段階のモニタリング実施地点

第一段階モニタリングとして、予め定めるモニタリングルート(全 19 ルート、約 180 地点)に沿ってモニタリングを実施する。(別添資料編モニタリングルート図)

第二段階モニタリングは、緊急時モニタリングチーム(評価担当)が第一段階モニタリングの結果 や気象条件、SPEEDI 予測結果等を踏まえモニタリング重点地域を決定し、モニタリングルート(地点) を見直しの上、本計画に基づきモニタリングを行う。

(5) モニタリング実施体制及び内容

1)第一段階モニタリング

・評価担当

- ⇒環境調査担当へ第一段階モニタリングの着手を指示
- ⇒情報収集担当から報告された情報を評価・分析し、災害情報集約チームへ報告[様式4]
- ⇒分析結果を基に、第二段階モニタリングとして、モニタリング重点地域を決定し、モニタリングルート及び地点の見直しを実施
- ⇒モニタリング結果及びモニタリング重点地域等を災害情報集約チーム及び国へ報告[様式4]
- ⇒圏域間の支援調整等を行い、第二段階モニタリングに必要な人員を確保

•情報収集担当

⇒固定型モニタリングポスト(福井県及び滋賀県等設置のモニタリングポスト含む)のリアルタ イムデータ及び環境調査担当から報告されるモニタリング結果、並びに SPEEDI 計算結果、気 象予測、その他防災関係機関等によるモニタリング結果等を収集・集約し、総括した情報を評 価担当へ報告[様式3]

<u>・環境調査担当</u>

- ⇒1ルート1班2名、合計19班38名体制で、空間放射線量率の移動モニタリングを実施
- ⇒原則として1日2巡回のモニタリングを実施
- ⇒主な放射性物質流入ルート(揖斐川町坂内川上、関ケ原町)の最上流部においては、それぞれ 1班2名、合計2班4名体制により、大気中放射性ヨウ素測定(簡易測定)を実施
- ⇒各地点における測定後、測定結果は定期的に情報収集担当へ携帯電話等により報告するととも に、帰庁後、別添様式によりFAX等で報告[様式1]

2) 第二段階モニタリング

・評価担当

- し、緊急時モニタリングの実施内容等を含む指示書及び緊急時モニタリングに必要な作業手順書(モニタリング ルート、地点詳細図、測定・採取方法を記したもの等)を作成
- ・事故の進展によりモニタリング内容等の見直しが必要と判断した場合は、必要なモニタリングについて現地の立場からERC放射線班へ提案
- ・ERC放射線班が緊急時モニタリング実施計画の見直しを実施する際には、必要な知見を提供
- ・緊急時モニタリングの実施に要員、資機材等が不足している若しくは不足が見込まれる場合は、要員及び資機材 等の追加動員リストを作成

【対策拠点施設の設置場所】

緊急事態が発生した原子力施設	現地対策拠点施設	<u>隣接対策拠点施設</u>
日本原子力発電(株)敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力研 究開発機構高速増殖原型炉もん じゅ	<u>敦賀オフサイトセンター</u> (福井県敦賀原子力防災センター) 敦賀市金山 99 号 11-4	<u>美浜オフサイトセンター</u>
関西電力(株)美浜発電所	<u>美浜オフサイトセンター</u> <u>(福井県美浜原子力防災センター)</u> <u>美浜町佐田 64 号毛ノ鼻 1-6</u>	<u>教賀オフサイトセンター</u>

■緊急時モニタリングチーム要員の業務

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

担当	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当「測定・採取班」	測定分析担当[分析班]
	正 四 调 金 担 ヨ	1月報収集官理担ヨ	侧足分析担目 [側足・休取班]	侧足分析担目 [分析班]
事態の進展	測定分析担当岐阜県G 総 括・連絡 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総 括・連絡 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有シ ステム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県 G 分析班
施設 <u>緊急</u> <u>緊急</u> <u>多差</u> <u>EMC</u> <u>E</u>	【要員の参集状況の確認】 ・警戒事態の環境管理課参 集要員から電話連絡を 受け、環境管理課に参集	 警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、環境管理課に参集 各要員参集状況を把握し、企画調整担当へ連絡[様式1] 	・警戒事態の環境管理課参 集要員から電話連絡を 受け、各所属に参集・情報収集管理担当へ要員 参集済みの旨、FAX及 び電話で連絡 [様式1]	 警戒事態の環境管理課参 集要員から電話連絡を 受け、各所属に参集 情報収集管理担当へ要員 参集済みの旨、FAX及 び電話で連絡 [様式1]
<u>モニタリ</u> ング実施 計画の策 定	・異常の状況に応じて、災害情報集約センター及びEMCへ報告	【放射線関係システム等の稼働状況の確認】 ・放射線関係システム及びモニタリングポスト等の稼働状況を確認・異常発生時には、直ちに維持管理業者に連絡、状況を確認し、企画調整担当へ連絡		
	・モニタリング結果を災害情報集約センターへ報告 情報集約センターへ報告 ・必要に応じてEMCへ報告 ・異常の状況に応じて、災害情報集約センター及びEMCへ報告	【モニタリングポストの測定値等の監視、取りまとめ】 ・モニタリングポストの測定値、気象情報等を監視、定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡[様式8他] ・異常値と考えられる空間放射線量率の上昇等があった場合、直ちに機器の異常の有無を確認し、企画調整担当へ連絡 ※ 以降、継続して実施		

- ⇒情報収集担当から報告された情報を評価・分析し、県災害対策本部(災害情報集約チーム)へ 報告[様式4]
- ⇒モニタリング結果等を国へ報告[様式4]

・情報収集担当

⇒第一段階モニタリングと同様に、各種情報を収集・集約し、総括した情報を評価担当へ報告[様式3]

• 環境調査担当

- ⇒見直しを行ったモニタリングルートにより空間放射線量率測定、大気中放射性ヨウ素測定(簡 易測定)を実施
- ⇒各地点における測定後、測定結果は定期的に情報収集担当へ携帯電話等により報告するととも に、帰庁後、別添様式によりFAX等で報告[様式1]

3) 以後のモニタリング

・評価担当

- →第二段階モニタリングの分析結果を基に、それ以降のモニタリング重点地域の見直し及びモニタリング計画を策定
- ⇒環境試料モニタリング計画の実施方法の検討及び実施に向けた準備(サンプリング人員の確保、 検査機器の準備などモニタリング実施体制)
- ⇒モニタリング結果及び新たなモニタリング計画等を国へ報告[様式4]

•情報収集担当

⇒第二段階モニタリングと同様に、各種情報を収集・集約し、総括した情報を評価担当へ報告[様式3]

・環境調査担当

- ⇒評価担当の指示に基づき、空間放射線量率測定、大気中放射性ヨウ素濃度測定(簡易測定)を実施
- ⇒各地点における測定後、測定結果は定期的に情報収集担当へ携帯電話等により報告するとともに、 帰庁後、別添様式によりFAX等で報告[様式1]
- ⇒環境試料モニタリング実施に向けた準備
- ※ 国の「緊急時モニタリング実施計画」が示されている場合は、緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、緊急時モニタリングを実施することとし、必要な人員配置等を検討
- ※ 国等へモニタリング要員派遣、測定資機材等の提供等、必要な支援を要請

11 モニタリング結果の報告

モニタリング結果の報告は以下のとおり行うものとする。

- (1)環境調査担当(空間放射線量率計測等)は、モニタリング測定結果を携帯電話等により定期的に、 情報収集担当に報告(※)するとともに、帰庁後、測定結果票(様式1及び様式2)により情報収集 担当あて報告する。
 - ※原則モニタリングチーム (情報収集担当) あて報告することとし、県支部には必要に応じ同報する。
- (2) 情報収集担当は、気象情報、モニタリングポスト等監視結果及び環境調査担当による移動モニタリング結果等を総括表(様式3)に取りまとめ、評価担当に報告する。
- (3) 評価担当は、総括表(様式3)等に基づき、「モニタリング結果の概要と評価」(様式4)を取りまとめ、災害情報集約チームに報告する。
- (4)災害情報集約チームは、県支部及び市町村とモニタリング結果等情報の共有を図る。

報告内容	様式	担当
------	----	----

				<u>・</u> 環境試料を取り扱う前処 理室や測定器等の汚染 防止のため養生を実施
	「柳型モニタリングポストの設置] ・測定・採取班 (揖斐のみ) へ可搬型モニタリング ポストの設置をFAX 及び電話で指示 [様式 2] ※ 警戒事態を経ず施設 敷地緊急事態となった場合等に実施 ※ ブルームの飛来が ある場合には、状況に 応じて指示	・可搬型モニタリングポス トがモニタリング情報共 有システムに反映されて いることを確認し回答、 企画調整担当へ設置完了 の連絡	(揖斐のみ) ・指示書に従い、可搬型モニタリングポストを設置し、情報収集管理担当へ携帯電話で連絡	
全面緊急 事態に該事 象の発生 放射性物 質の放出	【UP Z内の飲料水の採取・分析】 ・EMCの指示書及び作業 手順書の内容を測定・採 取班へFAX及び電話 で指示(気象情報、活動 地域の空間放射線量率 等、必要情報があれば付 記)[様式3] ・環境試料の分析項目、分 析方法、分析の優先順位を分析班へFAX及び電話で指示[様式3] ※ プルームの飛来がある場合には、必要に応じて飲料水(蛇口水)の採取のみ揖斐川町に指示し、検体の回収、分析については後日実施(別途指示)	搬入予定時刻を企画調整担当へ連絡	 指示書に従い、環境試料の採取を実施、採取記録票等に記録、環境試料ラベルを検体に貼付[様式6-①②] ・採取完了後、直ちに採取状況、搬入予定時刻を携帯電話で情報収集管理担当へ連絡 	・分析指示の電話の際、必 要に応じて分析の進捗 状況等を企画調整担当 へ情報提供
	 ・搬入予定時刻を分析班へ連絡 ・分析班の分析進捗状況を把握し、必要に応じて要員、分析場所の追加等を調整・検討、県での対応が困難な場合にはEMCへ要請 	<u>1年日:7年</u> m日	・採取した環境試料を搬入 し、採取記録票を添えて 分析班へ引渡し [様式 6 一①]	・搬入予定時刻の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供 ・採取記録票の写しを測定・採取班に交付[様式6ー①] ・搬入された環境試料を指示書に従い前処理し、分析
	・モニタリング結果を災害 情報集約センター、薬務 水道班及びEMCへ報 告 [様式8他]	- 測定結果をモニタリング ポスト等の測定値ととも に定時に取りまとめ企画 調整担当へ連絡 [様式8、 様式7-④]		
放射性物 質放出の 停止	【空間放射線量率等の測定】 ・EMCの指示書及び作業 手順書の内容を測定・採 取班へFAX及び電話 で指示(気象情報、活動 地域の空間放射線量率 等、必要情報があれば付 記)[様式2] ・EMCの指示書の内容、 県内の放射線の状況等		・指示書に従い、サーベイ	

【分析の準備】

・環境試料を取り扱う前処

空間ガンマ線量率測定結果 ・サーベイメータによる空間放射線量測定結果記録票(野帳) 大気中放射性ヨウ素濃度測定結果 ・ヨウ素サンプラーによる放射性ヨウ素測定記録票(野帳) 降下物放射性核種分析調査結果 環境試料中放射性物質濃度測定結果 緊急時モニタリング結果総括 ・気象情報収集結果 ・モニタリングポスト等監視測定結果 ・移動モニタリング測定結果 モニタリング結果の概要と評価	様 1 1 1 1 1 1 1 2 4 4 4 4	環境調查担当 環境調查担当 環境調查担当 情報収集担当 評価担当	を踏まえ、EMCの活動 に支障とならない範囲 で独自モニタリング・採 取班へFAX及で電話 で指示 [様式2] ※ EMCからモニタ リングの指示がとしず 中点に県内全域を 実施 ・モニタリング結果を災害 情報集約センター 飲食物検査を所管報告 「様式8他」・必要に応じてEMCへ報 告	・測定結果をモニタリング ポスト等の測定値ととも に定時に取りまとめ企画 調整担当へ連絡 [様式8、 様式7-②③]	メータによる測定、可搬型ョウ素サンプラによる試料の採取、簡易測定を実施し、測定地点ごとに測定値等を携帯電話(西濃・揖斐はラミセス屋外端末でも可)で情報収集管理担当へ報告・全地点の測定が終了し、帰庁後、測定値等をFAX及び電話で情報収集管理担当へ連絡[様式4,5]	
			【環境試料の採取・分析】 ・EMCの指示書及び作業 手順書の内容を測定・採 取班へFAX及び電話 で指示(気象情報、活動 地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付 記)[様式3] ・EMCの指示書の内容、 県内の放射線の状況活動 に支障とならないのが対象のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・搬入予定時刻を企画調整 担当へ連絡 ・ 測定結果をモニタリング ポスト等の測定値ととも に定時に取りまとめ企画 調整担当へ連絡 [様式8、 様式7-④]	・指示書に従い、環境試料 の採取を実施し、採取記録票等に記録、環境試料 ラベルを検体に貼付 [様式6 - ①②] ・採取完了後、直ちに採取 状況、搬入予定時刻を携 帯電話で情報収集管理 担当へ連絡 ・採取した環境試料を搬入 し、採取記録票を添えて 分析班へ引渡し [様式6 - ①]	
			[モニタリング重点地域の検討] ・県内の環境放射線の状況、国が行う航空機モニタリング結果等を踏ま			

要否の境界線となる地 域(モニタリング重点地 域)を決定 モニタリング重点区域の 決定について、災害情報 集約センターへ報告 ・EMCの指示に基づきモ ニタリング重点地域の モニタリングを実施 <u>※ モニタリ</u>グの実施 手順は、【空間放射線 量率等の測定】、【環境 試料の採取・分析】と 【モニタリング結果の再確認】 ・EMCから緊急時モニタ リング結果の再確認の 再確認内容を確認し、 • 再確認内容を確認し、測 依頼があった場合、その 定結果の見直しを実施 定結果の見直しを実施 内容を確認し、測定・採 (必要に応じて事実確 (必要に応じて事実確 取班又は分析班へ内容 認や再解析等を実施) 認や再解析等を実施) 再確認結果を情報収集管 をFAX及び電話で伝 ・再確認結果を情報収集管 ・再確認結果を取りまとめ、 理担当へFAX及び電 理担当へFAX及び電 企画調整担当へ連絡 話で連絡 話で連絡 再確認・再解析結果、そ の関連情報等を取りま とめ、EMCへ報告 ・必要に応じて災害情報集 約センターへ報告 (5) モニタリング結果の確認及び公表 12 線量の推定評価

モニタリング結果の評価については、評価担当からの総括報告に基づき、緊急時モニタリングチー ム及び指揮総括チームにより、緊急時モニタリングセンターと密接に連携し、環境放射線モニタリン グ指針(原子力安全委員会)及びOILの指標を参考に検討する。

1) EMC設置前(警戒事態)におけるモニタリング結果の公表

固定型モニタリングポストの測定結果については、県ホームページを通じリアルタイムで公表して おり、これを継続する。

なお、緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、状況に応じ、随時、災害情報集約センターを通 じて必要な情報をホームページ等で公表する。

2) EMC設置後(施設敷地緊急事態以降)におけるモニタリング結果の確認及び公表

ア 緊急時モニタリング結果等の妥当性の確認

え、EMCと調整のう え、避難等の防護措置の

緊急時モニタリング結果(EMCが行うもの。以下同じ。)は、EMCが、不適切な測定又は処 理若しくは機器の異常等による不適切なデータを排除し、測定の妥当性を確認する。

妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、EMCから国の原子力事故対策本部 又は原子力災害対策本部に現地の情報を付与し報告する。

また、独自モニタリングの結果については、緊急時モニタリングチーム企画調整担当が、測定の 妥当性を確認する。

イ 緊急時モニタリング結果等の公表

EMCから報告を受けた国の原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部は、緊急時モニタリン グ結果を速やかに解析・評価し、迅速に公表することとしている。

緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、国の原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部 が解析・評価した結果について、EMCを通じて速やかに入手し、関係機関と情報共有を図ると ともに、状況に応じ、随時、災害情報集約センターを通じて必要な情報をホームページ等で公表 する<u>。</u>

また、独自モニタリング結果については、緊急時モニタリングチーム企画調整担当が、状況に応 じ、随時、災害情報集約センターを通じて必要な情報をホームページ等で公表する。

なお、モニタリング結果等の公表の際には、緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、住民等

にもわかりやすく伝えられるようEMCと必要な調整を行う。 15 モニタリング要員の防護対策 (6) 緊急時モニタリング要員の被ばく管理等 モニタリング要員の防護対策は、「岐阜県地域防災計画(原子力災害対策計画)」第3章第3節「防 1)被ばく管理方法 災業務関係者の安全確保」で定める内容に基づき実施するものとする。 的な被ばく管理方法は以下のとおりである。 2) 被ばく管理基準 mSv を上限とする。 3)被ばく防止対策 チーム企画調整担当から指示する。 4)機器の汚染防止対策 ど、必ず養生を行うものとする。

放射性物質による被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する緊急時モニタリング要員の具体

なお、空間放射線量率測定及び環境試料の採取等の実施にあたっては、緊急時モニタリング及び放射 線防護に関する研修及び訓練を受けた職員を含む2名以上を1チームとして実施する。

(上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]
測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当]	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班
【個人被ばく線量の管理】 ・放射性物質による被ばく又は汚染の可能性がある場所で活動する緊急時モニタリング要員に個人被ばく線量計を携行するよう指示[様式2、3] ・個人被ばく線量が、被ばく管理基準値を超過するおそれがある等、緊急時モニタリングの実施に支障がある要員がいる場合には、当該要員を緊急時モニタリング用務から外し、代替要員の確保を検討・調整	・各要員の個人被ばく線量を取りまとめ、 企画調整担当へ連絡 [様式 10]	 活動期間中の個人被ばく線量を測定し、業務終了後、情報収集管理担当に連絡[様式9]
【活動の中止、退避の指示等】 ・現地の状況を踏まえ、緊急時モニタリング要員の安全確保が難しい状況に至った又はそのおそれがあると判断した場合は、屋外で活動する緊急時モニタリング要員に対して活動の中止及び退避を指示		・企画調整担当からの指示の他、自身の 安全の確保が難しいと判断した場合 は、速やかに活動を中止し、退避

放射線防護の観点から、緊急時モニタリング要員の活動期間中の外部被ばく線量は、実効線量 50

緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活 動する緊急時モニタリング要員に対して、出動時に防護服及び防護マスク等の着用又は携行、ヨウ素 剤の携行を指示する。なお、ヨウ素剤の服用については、EMCの指示を受けて緊急時モニタリング

緊急時モニタリングに使用する機器については、表面汚染を防止するため、ビニール袋に入れるな

(7)通報がない状態において県のモニタリングポストで5μSv/h以上の数値を検知した場合の対応

環境管理課は、通報がない状態において県が設置している固定型モニタリングポスト等で 5 μ Sv/h (施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値) 以上を検知した場合は、直ちに機器の 異常の有無等の状況を確認するとともに、機器の異常が認められない場合には、危機管理政策課原子力 防災室に連絡する。

危機管理政策課原子力防災室は、国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業 者に確認を行う。

連絡を受けた国の原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事

7 緊急時モニタリングの期間

原子力施設の事故による放射性物質の影響は長期間にわたるものであることから、国からの指示又は 県の判断等により、測定の必要がなくなったと判断されるまでの間、測定を行う。

14 緊急時連絡及びモニタリング結果報告先一覧

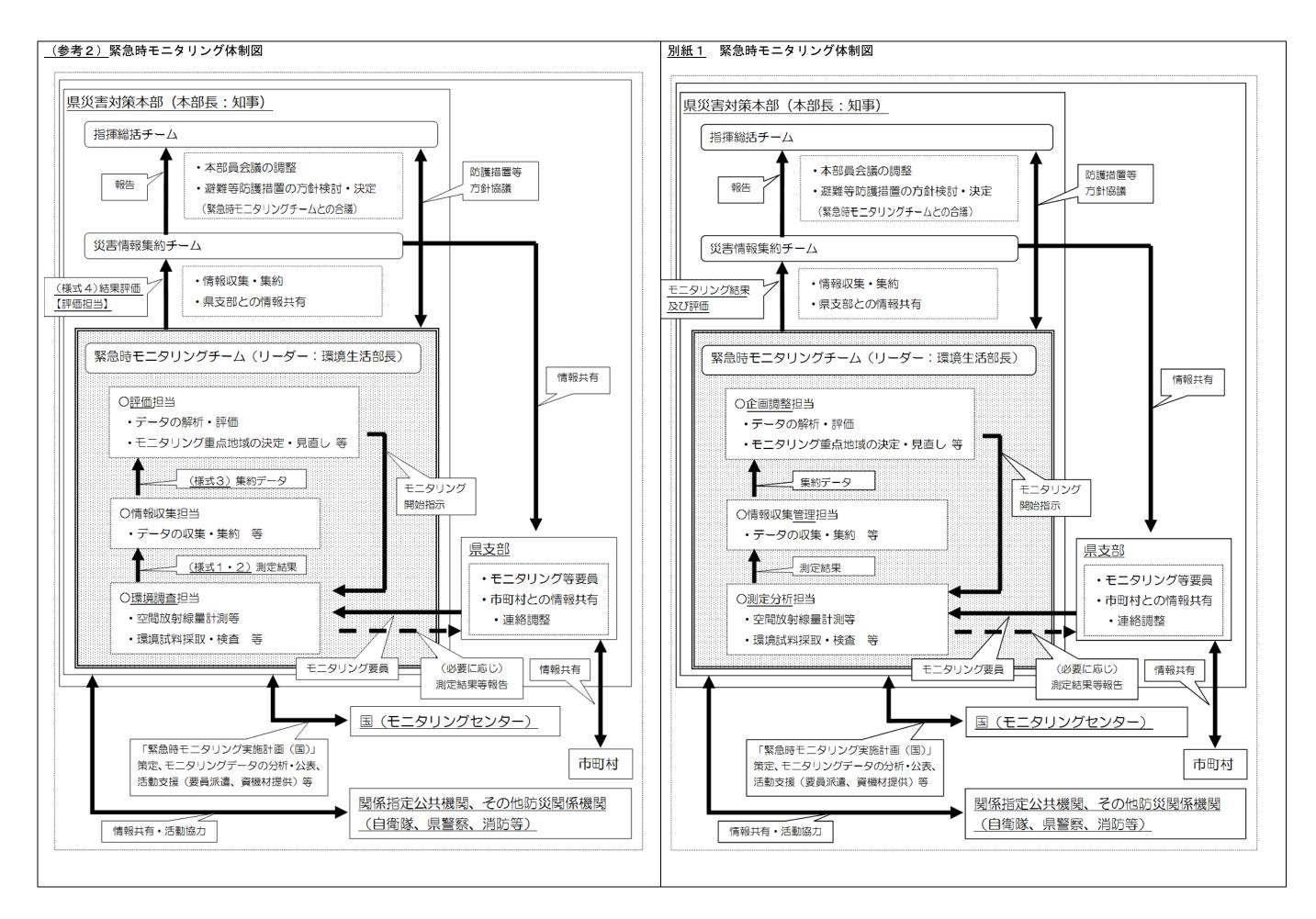
宗心内廷相及びと一方方方和木取自允二克						
連絡先	電話番号	FAX 番号	主な連絡内容【担当】			
福井県美浜原子力防災センター ・原子力災害合同対策協議会 ・緊急時モニタリングセンター(国)	<u>0770-37-2290</u> <u>(代表)</u>	<u>0770-37-2291</u> <u>(代表)</u>	国や事業者等との連絡調整 モニタリング結果報告 【評価担当】			
福井県敦賀原子力防災センター ・原子力災害合同対策協議会 ・緊急時モニタリングセンター(国)	<u>0770-25-8661</u> <u>(代表)</u>	<u>0770-25-8662</u> <u>(代表)</u>	国や事業者等との連絡調整 モニタリング結果報告 【評価担当】			
<u>県災害情報集約センター</u>	<u>058-272-1034</u> <u>(直通)</u>	058-271-4119	県災害対策本部他チームと の連絡調整 (指揮総括 T、災 害情報集約 T) 【評価担当】			
<u>県環境管理課</u>	058-272-8230 058-272-8232 <u>(直通)</u>	058-278-2610	モニタリングチーム運営【評価担当】【情報収集担当】【環境調査担当】			
岐阜地方気象台 防災業務課	<u>058-271-4108</u> <u>(直通)</u>	058-271-4102	<u>気象状況</u> 【情報収集担当】			

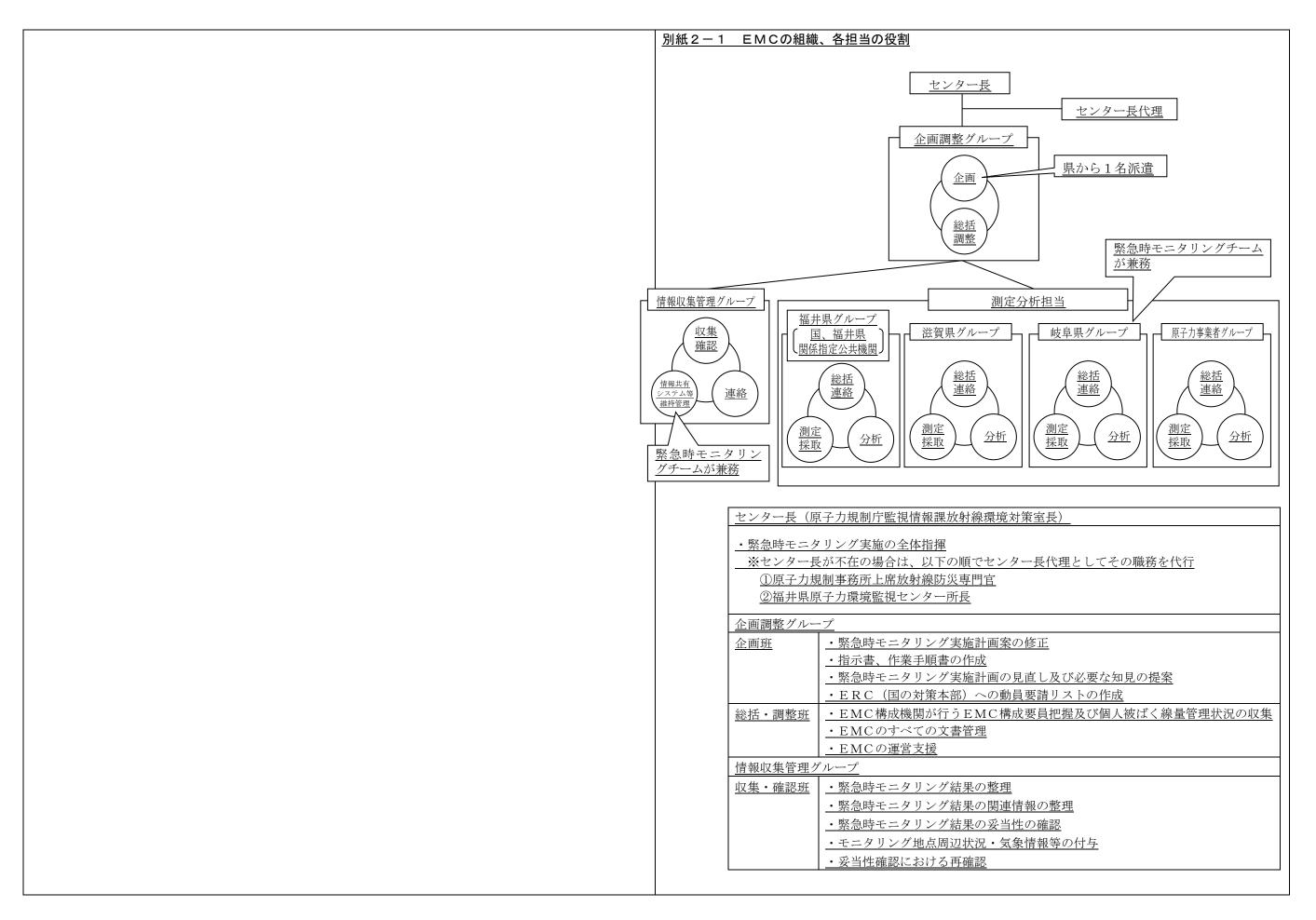
業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、危機管理政策課原子力防災室は、その結果について連絡を受け、関係機関への連絡等、必要な対応を行う。

7 その他

指針において「今後の検討課題」とされている以下の事項については、国による今後の検討結果を踏ま え、本マニュアルを適宜改定する。

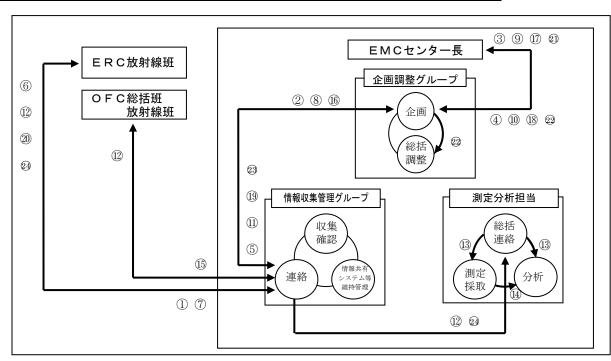
- ・中期対応段階及び復旧期対応段階の緊急時モニタリング
- ・モニタリング要員等の安全管理
- ・モニタリング技術の維持
- ・緊急時モニタリングに係る技術的事項
- ・緊急作業に従事している者のモニタリング





	-
連絡班	・EMCの活動内容の記録
	・ERC放射線班との情報伝達
	<u>・OFC</u> (国の現地対策本部)放射線班との情報伝達
	・EMC内の情報伝達
情報共有シス	・情報共有システム及びテレメータ等の監視・維持
テム等維持・	
	・モニタリングポスト等の稼働状況の監視・維持
<u>管理班</u>	・異常値への対応
測定分析担当	
総括・連絡班	<u>・チーム編成</u>
	・指示書の共有及び測定、分析の指示
	・緊急時モニタリングに伴う関連情報の取りまとめ及び情報管理グループへの報告
	・分析班の分析進捗状況確認
	・屋外で活動する緊急時モニタリング要員のスクリーニング及び屋外で使用する資
	機材等の汚染管理
	・EMC情報収集管理グループからの再確認依頼の対応
	・緊急時モニタリング要員の安全管理
And the less set and	
測定・採取班	・指示書に基づいた測定対象地点における空間放射線量率の測定及び指定地点に
	おける環境試料の採取の実施
	・空間放射線量率の測定結果等の報告
	・採取した環境試料の分析班への引き渡し
	・緊急時モニタリング要員の被ばく管理
分析班	・作業場所及び測定器の汚染防止のための養生
24 11.72=	・採取した環境試料の前処理
	・分析試料の測定及び測定結果の報告
	・分析進捗状況の報告
	・環境試料の保管

別紙2-2 EMCによる緊急時モニタリング業務フロ一図(モニタリング実施等)



ERC放射線班

緊急時モニタリング実施計画案をEMC情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

、 │情報収集管理グループ 連絡班

ERC放射線班から送付された緊急時モニタリング実施計画案を受領し、企画調整グループ企画班へ送付する。

②↓

時 モ

ン

っ グ 実

施

計

画

企画調整グループ 企画班

地方公共団体の緊急時モニタリング計画、緊急時モニタリング実施要領等を基に現地状況に応じて同実施計画案の修正及び関連資料の添付等を行い、センター長へ送付する。

③ ↓

センター長

企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング実施計画案等の確認を行い、 承認する。

4 ↓

の 企画調整グループ 企画班

センター長が承認した緊急時モニタリング実施計画修正案等を情報収集管理グループ連絡 班へ送付する。

⑤ ↓

情報収集管理グループ 連絡班

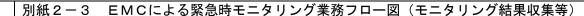
緊急時モニタリング実施計画案をERC放射線班へ送付する。

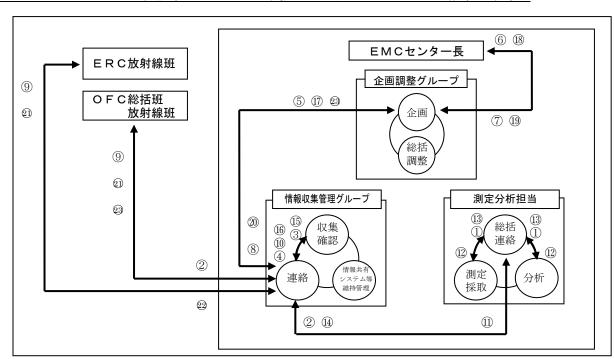
ERC放射線班

現地状況を踏まえ、緊急時モニタリング実施計画案をまとめ、原子力規制委員会の承認を 得て緊急時モニタリング実施計画を決定する。

ERC放射線班 緊急時モニタリング実施計画を、EMC情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ②↓ 情報収集管理グループ 連絡班 ERC放射線班から送付される緊急時モニタリング実施計画を受領し、企画調整グループ 企画班へ送付する。 ③↓ 企画調整グループ 企画班 緊急時モニタリング実施計画に基づき、指示書案を作成するとともに、緊急時モニタリングに必要な作業手順書案(モニタリングカーの走行ルート等)を作成する。なお、指示書 案及び作業手順書案の作成にあたっては、EMC構成機関の測定分析担当が取りまとめた 個人被ばく線量記録及びEMC構成機関の被ばく管理基準を基に決定し、センター長へ送 付する。 ③↓ センター長 企画調整グループ企画班から送付された指示書及び作業手順書案を承認する。 ④↓ 企画調整グループ企画班 指示書及び作業手順書を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ①↓ 情報収集管理グループ 連絡班 指示書及び作業手順書を開電を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ②↓ 調定分析担当 総括・連絡班 ERC放射線班 OFC放射線 即定分析担当 総括・連絡班 CFC放射線班
指示書及び作業手順書を確認する。 測定分析担当各グループ 総括・連絡班 測定分析担当の各グループ総括・連絡班は、指示書に従って、測定・採取班の担当要員を 決定する。また、選抜された測定要員に対して、作業手順書に従って、モニタリングカー の走行ルート、サーベイメータの測定地点、分析試料の採取項目等を指示する。 また、指示書及び作業手順書に従って、分析班に分析方法、分析試料の優先順位等を指示する。 ③↓ 測定分析担当各グループ 測定・採取班 指示書及び作業手順書に従って、モニタリングカーの走行ルート、測定対象地点等における空間放射線量率の測定を実施する。 指示書及び作業手順書に従って、指定地点における分析試料の採取を実施し、採取した分析試料を採取記録表とともに測定分析担当分析班へ引き渡す。 ④↓ 測定分析担当各グループ分析班 測定・採取班が採取した分析試料を、指示書及び作業手順書で指示された分析方法によって前処理し、分析試料を測定する。 OFC放射線班
 気象情報、プラント情報等OFC機能班が収集した情報を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑤↓ 緊 情報収集管理グループ 連絡班 OFC放射線班から送付された情報を企画調整グループ企画班に送付する。 ⑥↓

_	,
Ŧ	企画調整グループ 企画班
=	情報収集管理グループ連絡班より得られた現地情報、現地の知見を考慮して、事故の進展
タ	により、調査内容等の見直しが必要と判断した場合は、緊急時モニタリング実施計画改訂
リ	案を作成し、センター長へ送付する。
ン	⑥ ↓
グ	センター長
実	企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング実施計画の改訂案を確認し、
施	
計	
画	企画調整グループ 企画班
の	監画調金ブループ 正画班
改	
訂	19 ↓
"'	情報収集管理グループ連絡班
	企画調整グループ企画班が作成した緊急時モニタリング実施計画改訂案をERC放射線班
	へ送付する。
	20 ↓
	以下、「緊急時モニタリング実施計画」に基づくEMC内の流れと同様
	企画調整グループ 企画班
	緊急時モニタリングの実施に要員、資機材等が不足している若しくは不足が見込まれる場
	合は、要員及び資機材の追加動員のリストを作成し、センター長へ送付する。
	② ↓
	センター長
要	企画調整グループ企画班から送付された動員要請リストを確認し、承認する。
員	
等	
の	
追	
加	
派	
遣	承認された動員要請リストをERC放射線班へ送付し、追加派遣を要請する。
	② ↓
	ERC放射線班
	動員リストを確認し、予め策定される動員計画に基づいて動員する。
	企画調整グループ 総括・調整班
	関係周辺都道府県及び原子力事業者の測定分析担当 総括・連絡班
	OFC内EMC及び所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者の測定分析担当に追
	加派遣される要員の受け入れ態勢を整える。
L	AND CHECK ON A STATE OF CHECK OF





測定分析担当 測定・採取班

各測定地点の空間放射線量率の測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム等又は電話を用いて測定結果を連絡し、次の測定地点へ移動する。

すべての測定・採取が終了後、現地情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・ 連絡班へ送付する。

測定分析担当 分析班

分析試料の放射性核種濃度測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム等を用いて測 定結果を送信し、次の測定を行う。

すべての測定が終了後、測定に係る情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

 \bigcirc

急

時

タ

IJ

ン

グ

結

果

の

収

集

確

モ | 測定分析担当 総括・連絡班

測定分析担当測定・採取班及び分析班から送付された関連情報を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

OFC放射線班

OFC各機能班から収集した現地情報(気象情報、プラント情報等)をまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

②↓

情報収集管理グループ 連絡班

測定分析担当 総括・連絡班から送付された関連情報及びOFC放射線班から送付された現地情報を情報収集管理グループ収集・確認班へ送付する。

③↓

情報収集管理グループ 収集・確認班

情報収集管理グループ収集・確認班は、関連情報、現地情報等を用いて測定器の故障の有無等を含めた妥当性確認を行う。

妥当性確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報等を情報収集管理グループ連絡 班へ送付する。

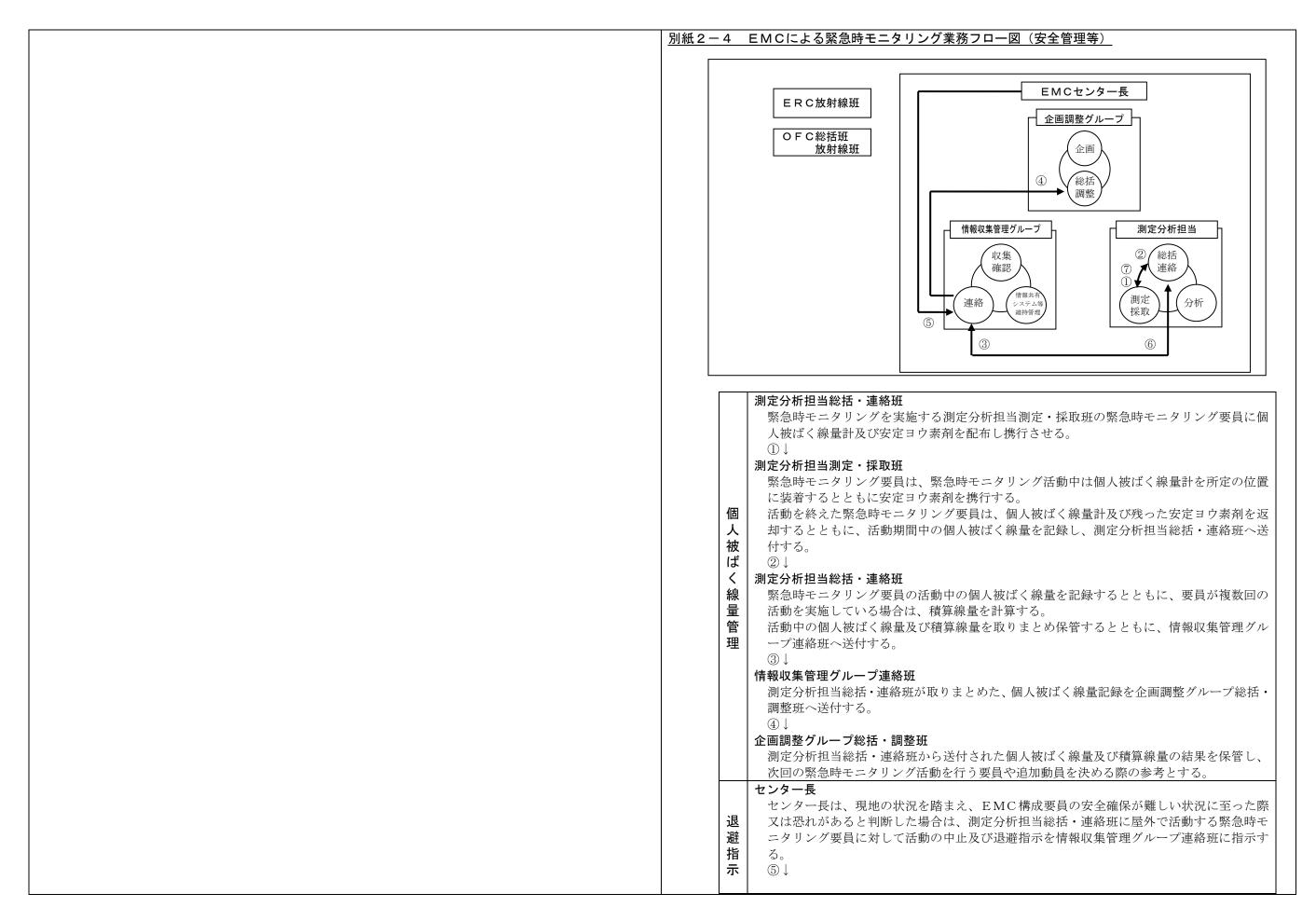
 \bigcirc

情報収集管理グループ 連絡班

妥当性確認された緊急時モニタリング結果及びその関連情報、現地情報等を企画調整グループ企画班へ送付する。

企画調整グループ 企画班 急 情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情 時 報等を確認し、センター長へ送付する。 Ŧ (6) ↓ センター長 タ 企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等 を確認し、承認する。 ン (7) ↓ グ 企画調整グループ 企画班 結 センター長が承認した緊急時モニタリング結果等を情報収集管理グループ連絡班へ送付す 果 の (8) ↓ 収 情報収集管理グループ 連絡班 企画調整グループ企画班からセンター長の承認を得られた緊急時モニタリング結果及び関 連情報、現地情報等をERC放射線班及びOFC放射線班へ送付する。 確 (9) ↓ 認 OFC放射線班 情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報等を所 在都道府県及び関係周辺都道府県へ共有する。 情報収集管理グループ 収集・確認班 測定分析担当の緊急時モニタリング結果に再確認の必要がある場合は、内容を取りまとめ、 情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ① ↓ 情報収集管理グループ 連絡班 情報収集管理グループ収集・確認班が取りまとめた緊急時モニタリング結果の再確認内容を 測定分析担当総括・連絡班へ送付する。 (11) \ 測定分析担当 総括·連絡班 情報収集管理グループ連絡班から送付された再確認内容を確認し、測定・分析担当測定・採 取班又は測定分析担当分析班へ内容を伝達する。 測定分析担当 測定・採取班又は分析班 再確認内容を確認し現地で実施した空間放射線量率の測定結果又は分析試料の放射性核種 濃度測定結果の見直しを行い、必要に応じて事実確認や再解析等を実施し、その結果を測定 調 分析担当総括・連絡班へ送付する 杳 (13) ↓ の 測定分析担当 総括・連絡班 確 測定分析担当測定・採取班又は測定分析担当分析班からの確認結果、再解析結果、その関連 認 情報等を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 情報収集管理グループ 連絡班 測定分析担当総括・連絡班が取りまとめた確認結果、再解析結果、その関連情報等を情報収 集管理グループ収集・確認班へ送付する。 (15) ↓ 情報収集管理グループ 収集・確認班 情報収集管理グループ連絡班から送付された確認結果、再解析結果、その関連情報等を用い て妥当性確認を行う。 妥当性を確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報を情報収集管理グループ連絡 班へ送付する。 16) ↓

再の



 情報収集管理グループ連絡班 緊急時モニタリングの活動中止及び退避指示を測定分析担当の各グループ総括・連絡班に速やかに連絡する。 (⑥) ↓ 退 測定分析担当総括・連絡班 センター長の指示に従い、屋外で活動する緊急時モニタリング要員に対して、緊急時モニタリング活動の中止を指示するとともに、退避を指示する。 ⑦↓ 屋外で活動する緊急時モニタリング要員 測定分析担当総括・連絡班からの指示に従い、緊急時モニタリング活動を中止し、速やかに退避する。ただし、退避については、屋外で活動する緊急時モニタリング要員自身が安全の確保が難しいと判断した場合は、速やかに退避する。